

(第一類 第二号)

第八十七回國會衆議院科學技術振興對策特別委員會

昭和五十四年三月二十二日(木曜日)

出席委員 午前十時三分開議

委員長 大橋 敏雄君  
理事 木野 清夫君

理事 与謝野 騰君  
理事 日野 市朗君  
理事 吉田 之久君  
理事 田畠政一郎君  
理事 貝沼 次郎君

伊藤宗一郎君 小沢一郎君  
玉沢徳一郎君 塚田徹君  
中村弘海君 原田昇左右君  
宮崎茂一君 渡辺栄一君

出席國務大臣 安島 友義君  
瀬崎 上坂 升君  
博義君 渡部 石野 久男君  
大成 行雄君 正雄君

國務大臣 金子 岩三君

出席政府委員

### 委員外の出席者

村野啓一郎君  
力科学技術庁原子  
力局政策課長  
放射線医学総合  
研究所遣伝研究  
部長  
労働省労働基準  
局労災管理課長  
中岡 靖忠君

○大橋委員長 これより会議を開きます。  
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
質疑の申し出があります。順次これを許します。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

○原田(昇)委員 原子力も約二十年の実績を積んでおりまして、発足当時何が起こるかわからぬいという非常な不安感があつたと思うのでござりますが、そういう時代はもう過ぎて、いまの御説明のように、これまで何も事故がないということであれば、この法律もすでに不要ではないかといふ感じもいたすわけでございます。しかし、それはさておいて、さらに万一の際ににおける損害賠償は

法制定以来これまで、この法律が適用になるような事故とか損害賠償の事例があつたかどうか、あればその内容についても御説明いただきたいと存じます。また、諸外国においてもこういう事例があるかどうか、簡単にひとつお伺いしたいわけでございます。

○山野政府委員　わが国におきましても、また諸外国におきましても、原子力損害賠償法による賠償が行われたという事例は過去に一件もございません。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）は本委員会に付託された。

同日	佐々木義武君	辞任	月二十二日
塚田	徳君	補欠選任	
徳君	補欠選任	塚田	
佐々木義武君	補欠選任	徳君	
塚田	徳君	補欠選任	

原 労働省労働基準  
局補償課長 原 敏治君  
特別委員会第二 曾根原幸雄君  
調査室長

害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案について、私は若干の質問をいたしたいと存じます。改正の主要点であります従業員損害の問題は、

制度というものを確立して被害者の保護に遺憾なきを期すということは、国民の不安感を除く上にも大変いいことだと思うのです。この点について政府の見解を伺いたいと思います。

○原田(昇)委員 それでは次にお伺いしたいのですが、各国の原子力賠償法制とわが国の制度と比較した場合に、概略においてどういう点が違つておるか、どういう点が似通つておるか、簡単に御説明いただきたい。

○山野政府委員 諸外国の制度とわが国の制度とを比較しました場合には、各国とも非常に似通った補償賠償制度を採用いたしております。その中の特徴的な幾つかの柱につきまして比較いたしますと、まず、わが国におきましては無過失責任といふ原則をとつておるわけでございますが、諸外国におきましても英國、西独、フランスといった諸国がわが国と同じ原則によつております。

それから、第二点としまして賠償責任の集中、これは原子力事業者に賠償責任を集中するということ原則でございますが、わが国が採用しておることももちろんでございますが、英國、フランス、西

独といつた国々も同じような原則を採用いたして  
おります。

それから、賠償措置を確實に行わしめるための賠償措置の強制ということにつきましても、わが国と同様、米国、英國、西独、フランスといった國々が採用いたしております。

それから賠償責任についての制限でございま  
すが、この点だけがわが国と諸外国と制度的に異  
なつておりますて、わが国におきましては賠償責  
任の制限額を設けませんで無限責任を原則といた  
してありますけれども、米国、西独、英國、フラ  
ンスの諸国は、いずれも制限額を設けておるとい  
う点がござります。この点が大きな相違点であろ

○原田(昇)委員　いまの御説明ですと、諸外国との違いの主な点は、責任に限度を設けて、その上は国家補償というような形を諸外国はとつておるというよう伺いましたけれども、わが国でも同様の構成にしないのはどのような理由によるか、お聞かせいただきたいと思います。

「山里町長が、吉田と申す。」と見合の御用事を設けるというふうなことにいたしますと、原子力事業者がある金額以上は免責になりまして、被害者が賠償を受けられないという事態が発生する可能性が出てまいるわけですが、まして、わが国

○原田(昇)委員 それでは、ここで法律案の内容について御質問申し上げます。

今回、従業員損害を原賠法の対象に含めると、いふことにいたしますと、当然のことながら、万一損害発生の際には、従業員に対しても、保険であるとか補償契約であるとかの損害補償措置から支払われることになると思いますが、そうすると周辺第三者に対するファンダードとしての賠償措置額がその分だけ減少すると考えられることになりはしないか、この点について見解を伺いたいと思いま

○山野政府委員 今回、従業員損害を原賠法の対象に加えるに当たりまして、原子力委員会の中に担当の専門部会をつくりましていろいろ検討願つたわけでございますが、その検討の結論としまして、従業員損害を加えた場合に労災保険の補償との関係という点につきましていろいろ御審議を願つたわけでございますが、この点につきまして、労災保険の補償をまず先行して行いまして、これを超える部分については原賠法によつて賠償するというふうな調整規定というものを今回設けることにしたわけでございまして、このような調整を行ふことによりまして、御指摘のような一般の第三者に対する賠償ファンドの減少というものを極力最小限に抑えるという努力をしたものでござります。

○原田(昇)委員 いま調整の問題のお話がありましたがけれども、これによつて被害者たる従業員の保護に欠けるようなことがあつては大変だと思うのですが、労災と原賠と両建てになりますが、どのように適用になるのか、この点について御説明願いたいと思います。

○山野政府委員 御質問の具体的な調整の方法でございますが、まず全体の損害額から将来給付されるべき年金相当額というものを差し引いた残額を原子力事業者が従業員またはその遺族に対して賠償するということにいたしております。全体の損害額と賠償との差額というものは労災給付の終了する時点までその履行を猶予するということにいたしております。

次に、毎年年金が支給されます都度、原子力事業者の残額についての賠償責任というものが減っていくわけですがございまして、予定どおり労災による給付が全部完了しました時点で全体の損害が賠償されたことになる、このよくな仕組みになつておるわけでございます。もちろん将来給付予定額が予定どおり実現しなくなつた場合、そのときには残額につきましてもすべて原賠法によりまして賠償が行われるという仕組みでございます。

○原田(昇)委員 それでは次に賠償措置額の引き上げについて質問いたしたいと存じます。

賠償措置額の六十億円を今回百億円とするように改めておるわけですが、その経緯と根拠というものを伺いたいと思います。

○山野政府委員 現行の六十億円という賠償措置額は、昭和四十六年の法改正時に引き上げられたものでございますが、その後かなり大きな物価の

上昇があるのでございまして、この六十億円というファンダとしての実質はかなり目減りがしておるわけでございます。

そこで、今回の改正をやるに当たっては、  
の賠償措置額につきましても見直しを行いま  
して、万一の場合における被害者の保護に遺漏なき  
を期すという努力をしたわけでございますけれども

も、四十五年当時と現在とでは消費者物価は二倍以上に上がつておるわけでございます。そういうふうなこともあわせ考え、また一方、賠償措置に

つきまして中心的な役割りを果たしております保険契約につきましては、その引受け額の八割程度は海外に再保険しておるという事情にもござります。

ので、海外におきます再保険の引受け能力というもののともあわせ勘査いたしまして今回の百億円という措置額を設定したものでございます。

○原田(昇)委員 海外の再保険の問題ですか。ま円高でこちらとしては非常にやりよくなつておるのではないかと思うのですが、その点はどうで

○山野政府委員 先ほど申し上げました物価の上昇の問題と海外の再保険の引受能力というものがバランスして伸びておりますと非常に囃へやすい

のでございますが、海外における再保険の引受能力は、最近のドルやポンドの貨幣価値の下落によってしまして、再保険します場合には円建てで再保険

○原田(昇)委員 いまの御説明で了解しました。  
ところで、ちょっと話は違いますが、最近、二  
見ますと、それほど大きな伸びは期待できないといった  
いうのが現状でございます。

ク島に使用済み核燃料の国際貯蔵センターをつく  
る構想にわが国も参加するよう アメリカから申  
し入れてきたということがあります。これに対し  
て政府はどういうように対処するのか。

また、使用済み燃料の貯蔵並びに処理に対し  
て INFCE いろいろ検討されておると思います  
が、その状況について説明してください。

○山野政府委員 御指摘の国際貯蔵センターの問  
題と申しますのは、ことしの二月に行われました  
日米原子力協定に関する協議の際に、米側から使  
用済み燃料の太平洋暫定貯蔵施設構想というもの  
につきまして説明があつたわけでございます。米  
側の説明いたしました趣旨は、関心のある国々と、  
この施設についての構想の成立の可否というもの  
を検討していきたいという趣旨でございました。  
その際、具体的な場所につきましても、太平洋上  
の幾つかの島が候補とされておるというふうな説  
明がございました。

一方、同じく御質問の INFCE における使用  
済み燃料の貯蔵あるいは管理といったふうな問題  
につきましては、INFCE の中の第六作業部会  
で担当してやつておるわけでございます。現在こ  
としの五月の末を目指といたしましてこの部会の  
報告書を取りまとめておる段階でございまして、  
米側が今回わが方に説明いたしました問題につき  
ましては、直接にはこの部会ではやっていない。  
この部会としましては、一般論として使用済み燃  
料の管理の問題を議論しているわけでございまし  
て、将来この INFCE の結論が出ました後に、  
その一般論を踏まえながら、またあわせてこのよ  
うな具体的な構想につきましても検討するといつ  
たふうなることになるのではないかと考えております。

○原田(昇)委員 これは大臣にお伺いしたいのですが、日本が核燃料サイクルを我が国の自主開発によって確立するということは非常に大事なことだと思うのです。それと矛盾しない範囲で日本で核燃料センターをつくって、いま仰せのような構想を共同で実現していくことがアメリカとの関係において非常にうまくいくということであれば、私はこれは大いに進めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○山野政府委員 一言補足させてください。先ほど申し上げました使用済み燃料の管理構想あるいは貯蔵の構想、そういうふうなもののがならず核燃料サイクル全般にわたりまして御指摘のように日米協力というのは大事な問題でござりますけれども、しかしそれに加えまして、国際核燃料サイクル評価計画がござりますように、この核の不拡散問題というものは多国間の問題になつておるわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、日米間でももちろんいろいろ協議は進めてまいりますが、その際、多国間での協議というもののもゆるがせにできない、むしろ多国間協議をベースに置きながら二国間の問題もあわせ考えていくというのが私どもの基本的な姿勢でございます。

○金子(岩)国務大臣 アメリカと協調をしていくということ是非常にいいことで、私どもも推進していくたいと思うのでございますが、やはり一方、日本の場合は非核三原則を主張しております。日本が積極的に核のいわゆる平和利用を推進、開発することを多少アメリカが気にしてブレーキをかけておるような傾向があるわけなんですね。そういうことを考えますと、いまのところ、アメリカの言うことをよく説明を聞いていく程度にして、日本からは余り意見は申し上げていらないといふのが現状でございます。

○原田(昇)委員 この点について、アメリカが核不拡散ということを非常に考えて日本に対してもいろいろブレーキをかけてくるということは当然考えられるわけですが、日本の自主開発というこ

四

○安島委員 今回の改正によって、百億円を超え

る原子力損害が発生した場合には政府が一定の条件のもとに援助することになっているわけですが、具体的にそういう事例が発生した場合には、援助すべき金額の算定及び処理手続はどういうことになるのですか。

○山野政府委員　いまの御質問に答弁いたします前に、先ほどの御質問でござりますが、限度額を申し上げましたが、あわせて補償料の方は五十四年度におきまして約五千七百四十四万円を予定いたしております。申し上げておきます。

○山野政府委員 原則いたしましては、損害が発生しました場合には、被害者はまず加害者に請求をいたしまして、原子力事業者が賠償義務があるということを認めますれば、その損害を賠償して解決されるということになるわけでございまして、これがまず第一義的なやり方でございます。

その際に、賠償の義務があるかないか、あるいはあるとしましてもその損害額がいかほどのものであるかといったふうなことにつきまして当事者間で争いがあれば、御指摘のように裁判所の判断を求めることが必要になるわけございまして、

が、これは過去において、この原賠法の対象となるような事例というのは一件も発生していないわけでござりますので、そういう意味で、具体的な認定の基準といったふうなものをつくるというのは大変むずかしいわけでございまして、何かの前堤を置きまして無理につくつてみましても、将来的いろいろな形の損害というものはあり得るわけですが、それらに柔軟に対応できるかどうかということもきわめて疑問なわけでございます。そういうふうな努力が望ましいということはまさに先生御指摘のとおりではございますが、かといって客観的な基準という方がすぐできるか

者の保護に遺漏はないというふうに考えております。  
それから、外国におきましては、賠償措置額を  
超える損害につきまして国が補償を行うという場  
合もありますけれども、これはあくまでも一定額  
までの問題でございまして、わが国のように原子力  
力事業者が無限の責任を負つておるといったふう  
な体制とは異なる体制下の話でございまして、こ  
の外国の例をもちまして直ちにわが国に適用する  
というわけにはいかないだろうというふうに考  
えています。

○安島委員　いわば政府がそういう損害の一部を

それから、たまに街問でございますが、暗償措置額を超えた損害につきまして原子力事業者がすべてを賠償し切れない場合には、その損害の規模とかあるいはその損害の態様、さらに原子力事業者の資力といった具体的な事情に応じまして、政府が最も適切な形というものを考えまして援助を行なうわけでござります。この援助の中には、低利による融資であるとか、あるいは融資についての利子補給であるとか、あるいはさらに融資のあっせん、補助金の交付といったいろいろな形が考えられるわけでございます。

○安島委員 原子力事業者と保険会社の原子力損害にかかる保険契約は、具体的に支払い義務が生ずるような場合はどういう場合なのでしょうか。その法的な根拠というか、基準というものはあるのでしょうか。

○山野政府委員 保険契約の中に両当事者間で約束した事項、つまり保険の約款に従いまして必要な保険金が支払われるということになつております。

○安島委員　その点はまた後で触ることにいたしまして、賠償措置額、つまり百億を超えるような事故が発生したような場合については、これは迅速に処理すべきだと思うのです。そういう点で一たん国がその超える金額のすべてを肩がわりにして、さらにその事故の発生要因とか原子力事業者のいわば負担能力、そういうことを考えて、国がその後に妥当な額を原子力事業主に請求するといふふうに考えております。

負担するという仕組みの中で、正常運転による原子力損害、地震、噴火、津波による原子力損害、発生後十年以降の請求によるものなどと、一応政府の責任において措置すべき範囲を定めているわけです。そこで、正常運転による原子力責務任ということですが、一体原子力の正常運転による事故と一般的な事故による原子力損害との区別は何によつてされるのですか、その基準を明確に示してもらいたい。

○山野政府委員 正常運転と申しますのは、原子

このようないわゆる政府の援助を行うに当たりましては、もちろん国会の議決によりまして、政府に属しております権限の範囲内において行うものでございまして、たとえば予備費等で処理し切れないのでといったふうな場合には改めて国会の議決をいただくということになろうかと考えます。

○安島委員 集団訴訟の場合はともかくとして、個々には非常にこの法律ではなじまないと思うのです。つまり労災の適用範囲を超えて本法の適用を受けようとするものについて、一体この賠償措置というものの性格はどういうものかという点に

うように措置すべきであると思ひますか。この点についてはいかがですか。

力損害賠償償償統約法の第二号によりまして「政令で定める状態において行なわれる原子炉の運転等をいう。」といふふうになつておるわけでござりますが、この法律の施行令におきまして、この条件といたしまして三つ挙げております。まず一つは、原子炉等規制法の規定による保安

それからさらに、原賠法の十九条の二項で「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会又は原子力安全委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない。」と、いう規定がござりますので、御旨窺のよう

私は非常に疑問を感じるわけです。少なくとも通常の保険契約という点で考えれば、保険会社は當利会社ですから、やはり賠償請求等というのはいろいろなことが考えられますから、すべてその責めに任ずる義務はないとしても、一応こういう提合にはこういう基準で支払うというものが定めて

者に対する賠償は一次的には原子弹事業者が責任を負うというたてまえになつておるわけでございまして、当然一次的には当事者間で解決されるべき問題ではござりますけれども、しかし、事業者だけに任しておくというわけではなくて、政府も保険でカバーできない部分につきましては補償が

規定、保安のために講すべき措置、使用、運搬等の各種の基準に対する違反がない状態であること、第二点は、施設の損傷がない状態であること、第三点は、天災地変または第三者の行為がない状態であること、この三つの条件をすべて備えてい る場合は正常運転であるといふ趣旨でございま

な問題を処理するに当たりましては、原子力委員会というものが大きな役割を果たすことになるかと考えております。  
○安島委員 現行法では、被害者が損害賠償請求をする手続は訴訟以外にはないと思いますが、

なければ、この賠償措置としての性格は全く意味がない薄れるよう思うのですが、その点どういうことを考えておられますか。

○山野政府委員　いま御指摘のような基準といつたふうなものはないのかという点でござります。

約を結ぶとか、あるいは賠償措置を超える部分について必要な援助を行うというふうにいたしまして、被害者の保護に万全を期するというふうになつておるわけでございまして、直ちに国が直接賠償するというふうな措置をとらなくとも、被害

○安島委員　これまでも長い間、この委員会等で、原子力の安全性を確保するための措置として、現在の原子炉等についていろいろ問題点が指摘され、きたわけですが、特にわが党は、現在の原子炉に接し

の構造設計上に万全とは言えない面がある、あるいは材質等も、現段階ではまだ完全とは言い切れないというふうな問題をたびたび指摘しているわけですけれども、いまのお答えは、定められていてる関係諸法規を守っている場合は正常運転みなみます、つまり原子炉等の構造上の欠陥とか、いままで解明されていない材質上の問題が大きな事故につながるというようなケースは、現行法規の解釈の中では正常運転みなみます、こういうふうに考えられますか。

○山野政府委員 先ほど正常運転の定義を申し上げたわけでございまして、先生の御指摘のような問題が個別具体的に示されました場合に、先ほどのような規制法の諸規定に違反していない、あるいは施設の損傷がない状態かどうか、そういうたふうなことを判断しなければならないわけでございまして、一般論として一概に言うのはむずかしいというふうに考えます。

○安島委員 どうもあなたの答弁は、監督行政官庁という立場でなくて、何か第三者的のようないくつかの基準を示している。それでは困るんですね。勝手に電力会社が原発を動かしているわけじゃないのでしよう。その点の国の責任、こういう場合、世界的に見ても、原子炉の構造上の問題や材質上の問題についてはまだまだ未解明の部分がある。にもかかわらず、やはり原子力開発というのが進められてきている。そういう考え方からするならば、いまの説明ではどうも納得しかねる。何か原子力事業者の責任であって、国に責任がないといふふうな解釈にとれますか、事故発生の要因が具体的に客観的に、そして事前に防止するような措置があつたにもかかわらず事故が発生したという場合は別ですよ。特に通常の場合、そういう問題点が発見されずに事故が発生したような場合のことを聞いているわけです。それは正常運転とは言えないという解釈かどうかを明らかにしてもらいたい。これは政府の責任との存在のかかわりで重要な問題なので、正常運転による事故と、一般的事故によるこの判断基準をもう少し明確にしてほ

176

○山野政府委員 まず、正常運転については、先ほど申し上げましたように、原子力損害賠償補償契約法の施行令におきまして具体的にそろえるべき条件が決められておるわけでございまして、これを具体的な事例にどのように適用するかという問題であろうかと存じますが、この正常運転による原子力損害であるか、あるいはそれ以外的一般的事故による原子力損害であるかということを問わず、いずれの場合におきましても、原子力損害が起きました場合には賠償措置というものは必ず講じられる。この賠償措置を講じます際に、それが民間の責任保険契約によるか、あるいは政府の補償契約によるかという問題になるわけでございまして、そういう意味で、正常運転というものが一般的な事例の場合にどちらに入るか、これが正常運転ということによりまして政府の補償契約によることになるのか、あるいは一般的な事故による原子力損害ということになるのかという判断は、その時点で行われる問題であるというふうに考えております。

そこで私は、いすれにしましても國の責任で原  
子力開発が行われてきたのだけれども、これは民  
間企業が具体的に操業しているというか動かして  
いるということから法の立て方は、通常原子力  
事業主が責めを負うというたてまえになるのは理  
解できますよ。しかし、事原子力開発に関しては、  
いろいろな問題点があるにもかかわらず、やはり  
政府は政府としてのエネルギー政策の中の原子力  
発電の必要性という点から推進してきたわけで  
しょう。そしてその中には、これまで何回も繰  
り返しましたけれども、まだ十分安全性が万  
全とは言えないという現状の中で動かしているわ  
けですから、毎日チェックしていくも思わざるよ  
うな、これまで解説されなかつたような事由で事  
故が発生する可能性はまだあるわけですよ。あり  
得るわけだ。そういう場合のここで言う正常運転  
と一般的事故、つまり原子力事業主が責めを負う  
というのは何によって区別されるのか、どうもそ  
の辺が依然としてはつきりしない。

めに任ずること"ができるないといったふうな場合には、原因のいかんによらず政府が必要な援助を行う。六十億円を超える場合には、正常運転であろうとそうであるまいとすべて政府が必要な援助を行いうのがこの法制の体系でございまして、私どもは現在の賠償法の仕組みで十分に被害者の保護というものは達成し得るというふうに考えておるわけでございます。

○安島委員 政府は、大きな事故が発生するということは概念の上では想定しても、どうも現実的な問題として受けとめていないような感じがいたします。

ところで、東電の福島、これは第一だか第二かの場合の七七年度の財産保険は、二千五百九十五億円を保険会社との間に契約しております。年間に納付する保険料は七億一千二百万円、そしていまの説明の一般的事故か正常運転かの問題は別としても、政府が具体的に措置しなければならない巨額の出費が必要となるという事態を現実に想定しているのかどうかという点が疑問である。

さらに、原子力事業主に義務づけられているこの保険金額というものが少なくとも人命尊重といふたてまえが貫かれているとも思えない。いずれにしても保険契約によるこの措置も不十分である。政府自体がこういう事態を具体的に想定しているとも思えない。この辺のところに、私は現在のこの定めに非常に不備があるよう思うのですが、その点科学技術庁長官は、いまの質疑を聞いてどういうふうにお感じになりましたか。

○山野政府委員 ちょっと大臣答弁の前に、具体的な点を若干補足的に説明申し上げたいと思います。

まず、国が責任を負うような事態を具体的に想定しているのかという点でございますが、これは私ども原子炉等の運転につきましては、原子炉等規制法によりましてきわめて厳しい安全規制を行つておるわけでございまして、先ほど先生御指摘のように、このような原賠法を発動しなければ

ならない事態というのがそう起るものではない。というふうに考えておるわけではござりますが、しかし、万々一正常運転によつて損害が発生した場合といったふうな場合には、速やかにこれに対応する必要があるわけでございまして、予備費の使用といつたふうな所要の予算措置をることによつて十分これに対処し得るというふうに考えておるわけでございます。

それから、財産保険と責任保険との関連でござりますが、財産保険にはきわめて多額の財産保険が掛けられておるのに、責任保険の方は低いのじやないかという点でございますが、確かに保険金額としましては財産保険と責任保険といつものはかなり金額的に違うわけでございます。これはいずれの場合もこの保険の引受額の大半を海外に再保険しておるわけでございまして、再保険いたします場合に、海外の再保険を引き受ける件といふものが両方の保険で区分けされておる。つまり保険自体の問題であるという点があるわけでござります。だからといって、責任保険による、原賠法による被災者の保護が軽率に扱われているかといふものが両方の保険で区分けされておる。つまり保険自体の問題であるという点があるわけでござります。確かに賠償措置額は財産保険額に比べますと金額的には小さうございますが、それを超えるものにつきましては、先ほど申し上げましたように政府が必要な援助を行うという規定、これは諸外国と違いまして限度額はないわけでございまして、事業者に無限の責任を負わせ、しかも必要に応じて政府がこれに援助するという体制になつておるわけでございますから、十分に被災者の保護というものは配慮されておると考えておる次第でございます。

○金子(岩)國務大臣 いま安島先生と質疑応答を交わしていくつしやいます内容を明確していくと、いまの法制ではいろいろ物足りない、心配が残るというような気持ちでございますが、最終的には事業者に無限の責任を負わして、その事業者が支払い能力が万一本の事態が生じた場合は政府が全部補てんすることになつておるので

ござりますから、具体的に扱い上の問題でいろいろ疑問がおありかもしれませんけれども、最終的には政府が責任を持って賠償はすべて完璧を期していいというような精神の法律でござりますから、ひとつこの法律を通していただいて、そして実際にやってみていろいろとまた疑問が生じてきました場合に改正が必要であれば、それは当然のことだと考えております。

このたびはひとつこの立法措置を御理解いただき、御賛同いただきたいと思うのでござります。

○安島委員 前にちょっと戻りますが、たとえば火災等の通常の保険の場合、全焼とか半焼とか、

その被害の程度によって全額もしくは一定の給付が行われることになつているわけです。原子力損害の場合は、その点客観的に基準を示すのが非常にむずかしいと思うけれども、少なくとも原子力損害として一挙に多額の金を支出するのは大変です

から、それに備えるための保険契約であれば、保険契約の内容、一体どういう場合にどういう基準づけられているのかですか、そのための賠償措

置としてある基準が定められておるわけでございまして、労災を超えて原賠法で賠償するといった点につきましては、労災の方には認定に

ついた点につきましては、労災の認定の基準が非常に大きめな参考の材料になると考えられますけれども、原賠法自体の具体的な基準はまだつくる条件がそろつてないと考えるわけでござります。

この点につきましては、今後低レベルの放射線の人体に与える影響といった問題につきましていろいろ政府機関におきましても研究を進めておりますが、こういった研究を鋭意進めて、できるだけ御指摘のようなものができる方向で努力は続けていきたいと考えますが、現在の時点で直ちに具体的な基準をつくることはきわめて困難な問題であるという点は御理解をいただきたいと考えております。

○安島委員 どうもまだ疑問点が残りますが、これだけやっておるわけにいきませんから、次に進みます。

○山野政府委員 賠償措置額が原子力事業者にてん補されるか、その区分けは保険契約の約款に照らして決められるかと考えております。

○安島委員 どうもまだ疑問点が残りますが、これだけやっておるわけにいきませんから、次に進みます。

○山野政府委員 賠償措置額が原子力事業者にてん補されます場合に、それが保険会社からてん補されるか、あるいは政府の補償契約によつててん補されるかと考えておきます。

○安島委員 保険会社に支払い義務が生ずる、こ

考えになりますか。

○山野政府委員 原子力損害が起こりましたとして被害者と原子力事業者が話し合いをいたします際に、

何らかの具体的な基準があればその事案が処理しやすくなることはおっしゃるとおりであります。

えますが、先ほど申し上げましたようになかなか過去にこのような損害の発生した事例もないということもござりますし、また将来を考えました場合にいろいろ考えられるケースは多種多様でござりますので、なかなか画一的な具体的な基準がつくりにくく問題であるという点は御理解いただいたかと存するわけでござります。

実際の問題といたしましては、いま例に出されました労災を超える部分についてどうであろうか

いたかと存するわけでござります。

○安島委員 どうもまだ疑問点が残りますが、これだけやっておるわけにいきませんから、次に進みます。

○山野政府委員 賠償措置額が原子力事業者にてん補されるか、その区分けは保険契約の約款に照らして決められるかと考えております。

○安島委員 どうもまだ疑問点が残りますが、これだけやっておるわけにいきませんから、次に進みます。

○山野政府委員 賠償措置額が原子力事業者にてん補されます場合に、それが保険会社からてん補されるか、あるいは政府の補償契約によつててん補されるかと考えておきます。

○安島委員 保険会社に支払い義務が生ずる、こ

の責めに任ずるわけでございますが、その際、賠償措置の方からは保険料あるいは政府による補償料、いずれかの形で百億円が原子力事業者に対し

ててん補されるということになろうかと考えておきます。

○牧村政府委員 お答えいたします。

○安島委員 どうも時間がだんだん少なくなつてきますので、これ以上余りできませんが、最後に一言、もっと具体的に、天災地変によらない大きな事故が発生した場合、そしてその損害が百億を超えるような大きな損害の場合には、百億を限度としての保険契約の保険金は、百億は現行法であります。

○山野政府委員 百億円を超えるような大きな損害が起きました際に、原子力事業者はその賠償

二〇四

法令的には、従業者は三ヵ月三ヶ月、年間五ヶ月以下に抑えるよう義務づけられておりまして、これらを守るために、従業者が働く形等につきまして、ただいま申し上げましたような管理区域の設定あるいは管理区域の出入管理を厳重にするということを義務づけておるわけでござります。また、管理区域内のある場所での放射線量率あるいは空気中の放射線の濃度を常時監視するなどいうようなこと、あるいはフィルムバックであるとかポケット線量計を従業者の方に持たせるというようなこと、あるいは仕事の態様によりましてマスク等を装着するというようなことにつきましての具体的な実施の方法については、原子炉設置者に保安規定というものを定めさせまして、これを守らせるというふうな組みで万全の措置を講じておる次第でございます。

放射線同位元素等を使用する事業所につきましても、以上私が申し上げました原子炉規制法に準じた同様の規制が行わわれているところでござります。

○安島委員 ラジオアイソotopeの使用が対象外になつてゐるのは何ゆえか、また今後これを本法の適用を受けるようにすべきだと思うが、この点についてお伺いしたい。

○山野政府委員 現在の原賠法と申しますのは、原子力の利用に伴いまして万一臨界事故等が発生したような場合、つまり大規模かつ集団的な損害を頭に置いて立法されておるわけでございまして、それに対して無過失責任責任の集中、賠償措置の強制といった非常に特色のある制度にいたしておるわけでござります。これに対しまして放射性同位元素による損害というのは、放射線による損害ではございましても、いま申し上げました

ような臨界事故等による損害といったふうな部類には属さないものでございまして、そういう意味で、従来はこの原賠法の対象とはしていないものでございます。この放射性同位元素による損害の救済措置としましては、現在の労災制度あるいは民法を効率的に運用して対処していく問題ではないかというふうに考えております。

○安島委員　この原賠法で定めているような事故というのは、これはまず一たんそういう事故が発生したという場合は、法律でどう定めているかという域を越えた問題、社会的、政治的問題に発展するという内容ですよね。それまで発生するよなことでは、これは内閣総辞職問題ですな。そうすると、これは念には念を入れておくための法律ですから、通常低線量であっても、現在の医学や科学では、それが将来にわたる人体に及ぼす影響についての因果関係というのには立証されていない。そしていままでは主として原子力発電所等あるいはその原子力に関連するような施設の中で働いている者ということを対象にしていましたが、いま申し上げましたように、アイソトープ関係の使用が非常に広範に行われるようになつていて、いうのかなり年数を経過した現時点で考えれば、そういうようなことに対してもっとともっと安全性を確保するための細かい配慮が行われてしかるべきではないか。だから、具体的には、そういうような何か大きな事故以外にはこの損害賠償法の適用を受けるようなことはないのではないかとういうふうな考え方方に立つておられるようになつただけれども、それはやはり同じように長い間こういう仕事をついていたような場合は、一日の被曝量が仮にそのいま決めているものの水準よりは低くとも、長期にわたる場合の人体に及ぼす影響とすることを考えるならば、当然将来起こり得る、あるいは近い将来において起こり得ると想定されるわけです、この点についてはどう考えるのですか。また、この低線量の人体に及ぼす影響についての研究をもつともっと積極的に進めるべきだと思うが、この点についてお伺いしたいと思う。

○山野政府委員 低線量についての研究、低レベル放射線が人体にどのような影響を与えるかという研究につきまして、これは先生御指摘のように、きわめて重大かつ重要な問題でございまして、政府としましても極力力を入れて今後進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、放射線医学総合研究所において、この低レベル放射線の発がんあるいは遺伝的障害に対する影響といったふうなことにつきましていろいろ検討が進められております。また、この放医研以外の政府機関におきましても研究が進められておるわけでございまして、従来も相当な成果が上がつておるわけでござりますが、先生御指摘のように、なお未解明の問題といつものもあるわけでございますから、今後原子力研究の重要項目として一層力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、この原賠法の適用の問題につきましては、これは大事故以外に小さな損害を与えたような場合でも、現在の原子炉の運転等の因果関係があれば賠償の責任というものは当然出てまいるわけでございまして、そういう場合に当然に賠償義務は履行されるわけでございますが、放射性同位元素を使用した場合というのは、現在の姿ではこの原賠法の体系ではなくて、労災保険並びに民法というものの体系の中で処理されておるという状況にあるわけでございます。先生の御質問の趣旨が、現在のこの放射性同位元素による損害というものがも原賠法の体系の中に移すべきではないかという御趣旨であるといったしますれば、いま直ちに私どもはその必要があるというふうに考えておるわけではないわけではございますが、しかし、せつかくの先生の御指摘でもござりますので、諸外国の法制度の方向といったふうなものもあわせ考えながら、今後の検討課題とさしていただきたいというふうに考えます。

業する間だけは原子力事業主がチエックするために被曝管理手帳、これは仮称ですが、要するに被曝量というものを記録させておいて、そうしてそれを一つの目安にして作業させていると上げるというふうに聞いていますが、これは事実ですか。もしそうだとすれば、後で将来にわたって人体にどういうふうに影響を及ぼすかという記録は残らないということになりますが、この点に對して、どういうふうに今まで措置されたのか、お伺いしたい。

○牧村政府委員 下請従事者を含めまして原子力施設等で作業に従事する方々の被曝管理につきましては、原子炉等規制法に基づきまして事業者の責任におきまして全く同等に自分の従業者あるいは下請企業の従業者に対する管理も行うよう義務づけられていますし、また指導をしておるところでございます。そして、下請の従事者は、そのほかに労働衛生法等に基づきまして同様の管理を行うように下請事業者に義務づけが行われておるところでございます。

先生御指摘の放射線作業に従事する方々に手交しております放射線管理手帳につきましては、実は従来事業者の任意の形で行われておったところをございまして、ある意味では先生御指摘のよくなことも起り得たわけでござります。そういう制度を使つてない事業者もあつたわけでございます。しかしながら、今回昭和五十二年の十一月に放射線作業に従事している者の受けた放射線を一元的に登録管理しようということで、下請従業員を含めまして放射線従業者中央登録制度というものを発足させたわけをございます。ここにおきまして、各事業者が使いました従業員、下請の従業員を含めまして、そこで受けました被曝の線量を登録いたしまして、それを一ヵ所の登録センターに経年的に統一して登録しておこうという制度が発足したわけでございます。これは現在原子炉等規制法にかかる作業者を中心に制度を運営

しておりますけれども、このような制度が近く完結に機能を果たすようになる予定でございますので、これからは個人がいつどこでどれだけの被曝を受けたかということが正確に把握できるような制度ができる上がったわけでござります。

○金子(岩)國務大臣 御指摘のとおり同感であります。今後義務づけるようにひとつ努力をいたしたいと思います。

と、原子力にかかわる関係諸法規が制定されると、  
からもう十数年もたつてゐるという現実の実態に  
照らして、その辺もときめの細かい措置が必要  
であると思いますが、この点については、いまど  
ういうよつに検討されているのですか。

○山野政府委員 先ほど米の先生の御質問で、一点答弁漏れがあると思いますのでちょっと申し上げておきますが、許容限度まで作業をした場合にそれ以上はもう作業はできないといったふうな場合には、原子力事業者が何らかの補償をするとか援助をするとか考えるべきではないか、かと、いう点でござ

[View all posts by admin](#)

その制度の実施と関連いたしまして、今後はこの登録センターが放射線の管理手帳を個人ごとに統一的にナンバリングをつけると申しますが、統一的に管理いたしまして、その管理された手帳を事業者が交付していくというふうな制度を強力に進めるようにいま努力中でございますので、先生方が御指摘のようなことは、これからはもう起こってこないと、いうふうに考えております。従業者もそれによりましてみずから被曝線量を確認ができる

**○安島委員** いま申し上げましたように、これまででは一定の定められている許容量を超えたとして、証拠と言つてはなんですかけれども、その記録が残らない。それから、その事実が明らかになるなど、他の事業所では雇つてくれないという問題がありまして、作業者自身も余りこれを所持したがらないという傾向もあつたと聞いておるわけであります。

そこで、法的に義務づけるということは、単に

に当たりまして、その作業基準についての御指摘であろうかと思ひますが、まず法制的な問題につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、日本の場合には ICRP の勧告に従いまして、三ヶ月三レム、年間五レムという形の、これ以上受けないような管理を義務づけておるわけでござります。しかしながら、最近の ICRP の勧告では、被曝線量につきましては、三ヶ月三レムというう

思ひをうながすたまへまいになかりか。いさぎますか、これはもともと、先ほど安全全局長が答弁しましたように、厳重な安全規制を行いまして許容限度を超えないよう指導してまいつておりますが、もし許容限度近くまで被曝をまして、それ以後は作業転換をしなければならないといったふうな場合が発生しました場合に、直ちに原子力事業者に補償をさせるかどうかという問題、これはまさに基本的には労使間の問題

ような制度になるわけでござります。  
なお、特に下請從事者の方が原子力事業者のところに参りまして作業を行うときに、一時的に手帳を保管することがございます。これはあたかも健康保険等の証書を医者に参りましたときに預けておくよう、作業が終わりましたときに記録をつけてもらうというような形での保管の状態はあるかとも思いますけれども、今後この制度の運用を厳密に行うことによりまして、安全管理上の問題は万全を期していくものというふうに考えておりまして、この登録センターの業務を積極的に私どもも支援してまいりたいと考えておるところでございます。

事業主の思惑や作業者の主觀的判断であつてはいいのでは、それを義務づけるわけですが、ここで問題なのは、いま言つたよつて現実の問題が出てまいりますから、特定の事業所において、いわゆる被曝許容量を超える、あるいは限度いっぱいの作業をさせたような者については、少なくともその施設で働くさせた原子力事業主が、一定期間やはりそういう問題を具体的にチェックし、問題が生じた場合のいわば責めを負うようなことをしないと、一方的に下請作業者等にしわ寄せされると。そのことが生活やいろいろな問題にも波及するおそれがある。したがつて、この辺の問題についてどのようにお考えですか。

に当たりまして、その作業基準についての御指摘をうながされ、従事員の方舟編成料金の徴収等についても、お尋ねをうながされました。この件につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、日本の場合にはICRPの勧告に従いまして、三ヶ月三レム、年間五レムという形の、これ以上受けないような管理を義務づけておるわけでござります。しかしながら、最近のICRPの勧告では、被曝累積量につきましては、三ヶ月三レムというものはもう必要なくて、年間五レムを十分管理すればいいというようなこと、あるいは日量の管理等につきましても、年間五レムにおさまるのであれば特に必要はないというような勧告が、過去二十九年来の原子力施設等の管理の経験あるいは放射線医学的なデータの蓄積から出されておりることも事実でございます。

しかししながら、いずれにいたしましても、ただいまの私どもの立場といたしましては、現行法においては三ヶ月三レム、年間五レムというものを守らせる必要があるわけでございます。このようなことを守らせるために、原子炉設置者が保安規定等によりまして、ある作業ごとに計画的にこの規定を遵守する手順を立て、年次計画をつ

さいますが、これはもともと、先ほど安全局長が答弁しましたように、厳重な安全規制を行いましたが、それはもともと、先ほど安全局長がおられるわけでございますが、もし許容限度近くまで被曝をしてしまって、それ以降は作業転換をしなければならないといったふうな場合が発生しました場合には、直ちに原子力事業者に補償をさせるかどうかという問題、これはまさに基本的には労使間の問題でございまして、当厅として直接本件についてとかくの見解を申し上げるという立場にはないと、いう点は、御理解いただきたいと存じます。

○安島委員 何のためにわざわざ答弁に出てきたのか理解に苦しむような答弁ですね。それは時間がないから先へ進めたいが、そういうことでは困るのでよ。これはケースは違うけれども、いま下請作業者につかせてているというのは、もう隠れもない事実なんです。だから、もつともっとそつとういうところに現実に目を向けた対策がとられなければ、どんな法律をつくつたって、それが本当に適用されるべき人に適用されないと、いう法の矛盾

○安島委員　いまの答弁は一応前向きな姿勢として評価します。

これは大臣にお伺いいたしますが、いまの局長の説明も、これは法的強制力を持つてゐるわけではなく、あくまでも行政指導というか、強力にそしいう指導をするということで、法的な拘束力は持っていない、したがつて事業主はもちろん作業に従事する者にもこれを義務づけるためには、どうしてもそれを義務づける法律が制定されなければならぬ、したがつて被曝線量の中央登録及び放射線管理手帳の交付及び作業者は常に所持しなければならないということを法的に義務づ

○金子〔岩国務大臣〕御指摘の点はよく理解できますので、今後法令等によって規制することができますし、義務づけることができますし、前向きに検討をいたしたいと思います。

○安島委員 ところで、先ほども現在の許容量というものが三ヶ月あるいは年間にどの程度が日最大といふか限度だということが定められていると聞いたわけですが、事故等、これはトラブルとかシステムというようなことを当事者は言っているわけですが、そういう場合にはかなり短い時間でもなかなかの被曝を受けるおそれがあるような作業が現実にいま行われているわけだ。そういう点を考えま

程度以下の被曝に抑えるよしなや葉酸を、一日にこれある、あるいは通常的な作業であれば、以上当たってはいけないというような量を定めることで作業を進めていくということは、その年間あるいは三ヶ月間に受ける被曝を管理する上にきわめて適切な作業マニュアルと申しますが、作業の進め方だと思っておりますので、政府といいたしましても、今後ともこのような作業基準をちゃんとくつて、それを守つていくということになります。関係省庁ともよく連絡し合い、事業者を強力に指導していきたいというふうに考えておるところでございます。

具体的にあるんだということを指摘しているわけですから、むずかしい問題だというふうなことでわれわれはその方のことを一々言う立場にならないなどという答弁では困る。

次に、労災補償にかかる認定について若干お伺いしたのですが、現在までにどのような基準を定めて運用されてきたのか、これは簡単に御説明願いたい。そして、これまでに具体的な事例があつたかどうかも含めて御説明いただきたいと思う。

○原説明員 労災保険の関係での放射線障害の認定に関しては、従来から医学的、専門的な事

項目でございますので、専門家の御検討をいただきまして認定基準というものを具体的に定めまして、その基準に従って認定をしております。しかも、その認定基準につきましては、三十八年につくつておりましたものを再度見直しをいたしまして、五十一年に新しい認定基準にして、新しい知見に基づいて補償していくような形をとっています。

現在までのところ、認定をいたしておりますのを過去七年間で見てみると、放射線障害として認定されたものが二十四件ござります。ただ、この中には原子力発電所関係の事例は入っております。請求が出ておりませんので、認定がなされおらないという状況でございます。

○安島委員 かなり労働省側の立場からは、いま医学的、科学的に十分解明、立証されていない放射線の人体に及ぼす影響について将来にわたつてまでもという点で彈力的な運用が行われるような行政指導が行われていることは認めるわけですが、この場合は所轄の労働基準局長が認定権者ということになるわけですが、労働基準局長がすべてそういう専門的な知識を持つているわけでもない。ですから、それを立証するために認定補助機関というものが設置されるべきであるという意見書が、これまでの経過を見ますと専門部会の方から出されているようですが、いまもってこの認定補助機関は設置されていないと思うのですが、いかがですか。

○原説明員 お答えいたします。

御指摘の認定補助機関という形のものは現在のところ設けられておりません。職業性疾病一般につきまして認定をするにつきましては、高度の医学的な知識が必要でございますが、補償を行う主体が労働省の行政機関に任されておりますので、実際の認定は監督署長が行う権限を持つておるわけでございますが、実際に認定をする際には、先ほど申しました専門的な知識に基づきましてつくられました認定基準に基づいて具体的にやるともに、各基準局に非常勤の医師を委嘱しております。

すので、その医師等の意見を微しながらやっております。特に高度に専門的な知識を必要としますが、この問題もございまして認定が困難なものも出てこようかと思いますが、こうしたものにつきましては、その都度個別事案ごとに中央に稟伺をさせまして、これに関する専門的な先生の意見等を聴取しながら適正な認定を行つてあるところでございます。

○安島委員 いかに弾力的な運用を行うといって私は問題があると思うのです。ですから、たとえば認定補助機関というようなものが現状無理だとするならば、業務上の疾病、傷病というものをどう認定するかという場合に、やはりこれまでの論議、経過等を踏まえて、少なくとも各都道府県の労働基準局ぐらには、関係する専門医の登録あるいは言うならば配置ですね、これは非常勤でもいいですけれども、そういう具体的にそれを立証づける立場にあるようなる者を通常やはりはつきりしておくべきではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○原説明員 御指摘のございました非常勤等の医師の嘱託に関しましては、従来から認定の実情等に見合いまして、特に最近は職業性疾病問題が大変多くなつてしまりますし、むずかしい問題がふえてまいっておりますので、その実情に応じまして予算的措置を講じまして増員を図つてきております。今後この放射線障害の問題に關係する分野についても、そういう意味での充実を図つていくよう配慮いたしてまいりたいと思います。

○安島委員 因果関係の推定については、労働省に設置されている専門家会議で認定基準の見直しを行つてきましたが、現在どういうふうになつておりますか。

○原説明員 放射線障害の関係の認定に関しましては、先ほど申し上げましたように、認定基準を

九

見てこようかと思いますが、こうしたものにつきましては、その都度個別事案ごとに中央に稟伺をさせてこようかと思いますが、こうしたものにつきましては、その都度個別事案ごとに中央に稟伺をさせてこようかと思いますが、こうしたものにつきましては、その都度個別事案ごとに中央に稟伺をさせてこようかと思いますが、こうしたものにつきましては、その都度個別事案ごとに中央に稟伺をさせてこようかと思いますが、こうの

基準をつくつておりましたが、その後の医学的知識の進展等もございましたので、五十年から検討をさらに再開をしていただきまして、新しい認定基準をつくつていただきました。現在のところ、その新しい五十一年の認定基準でこの放射線障害の認定は適正に行われているものと私ども考えております。

○安島委員 今回の改正によりまして、原子力事業主と雇用関係にある従業員が本法の適用を受けたとえば労災補償の適用範囲を超えるような問題について、現行法ではどう処置されているのかということに対しては、先ほど大きな事故が発生したというふうな場合は、これは個々の請求というよりも集団請求訴訟になるわけですから別としましても、そういう個々のケースを考えていった場合には、先ほどからの答弁ですと原子力事業主にそういう請求を起させばよいという話ですが、それは下請作業者、下請に従事しているような者については一体どうなるのか。それだけの問題じゃないが、ここでもその問題については労働組合があるところは恐らく黙つてないわけでしようから、そういうことは当然言わざるが、これは原子力事業主と交渉することになりますよ。そして交渉で解決しなければ、これは訴訟に踏み切るというケースなんでしょうが、そうすると一般的な下請作業者等の場合には、ここでも一応これは民事訴訟の手続をすればいいんですよと言えども、毎日の生活に迫られるような状況の中で働いている個々のケースの場合、それでは本当にこの法の適用というものが具体的にされるとは思えない。そこで、そういう場合の問題等をもう少し訴訟に発展しない段階において何らか解決するような道、たとえば原子力損害賠償の紛争を処理するための審査委員会とか、そういうものも補償すべき義務、それだけに足る事由というようなものが起り得た場合に、やはりこの紛争処

○山野政府委員 原子力損害賠償法の場合は被害者が原子力事業者に損害賠償を請求するわけでございますが、これに対してもなかなか両者間で話し合いかつかないといったふうな場合に備えまして、原子力損害賠償紛争審査会というものを科学技術庁に臨時に設置いたしまして、原子力損害賠償に関する紛争についての和解の仲介をするといったふうなことが決められておりますので、御指摘のような場合には、裁判に持ち込みます前に、このような紛争審査会を活用して国もできるだけの協力をするというふうにしたいと考えております。

○安島委員 今回の改正によりまして、原子力事業主と雇用関係にある従業員が本法の適用を受けたとえば労災補償の適用範囲を超えるような問題について、現行法ではどう処置されているのかということに対しては、先ほど大きな事故が発生したというふうな場合は、これは個々の請求というよりも集団請求訴訟になるわけですから別としましても、そういう個々のケースを考えていった場合には、先ほどからの答弁ですと原子力事業主にそういう請求を起させばよいという話ですが、それは下請作業者、下請に従事しているような者については一体どうなるのか。それだけの問題じゃないが、ここでもその問題については労働組合があるところは恐らく黙つてないわけでしようから、そういうことは当然言わざるが、これは原子力事業主と交渉することになりますよ。そして交渉で解決しなければ、これは訴訟に踏み切るというケースなんでしょうが、そうすると一般的な下請作業者等の場合には、ここでも一応これは民事訴訟の手続をすればいいんですよと言えども、毎日の生活に迫られるような状況の中で働いている個々のケースの場合、それでは本当にこの法の適用というものが具体的にされるとは思えない。そこで、そういう場合の問題等をもう少し訴訟に発展しない段階において何らか解決するような道、たとえば原子力損害賠償の紛争を処理するための審査委員会とか、そういうものも補償すべき義務、それだけに足る事由というようなものが起り得た場合に、やはりこの紛争処

理機関といふものが設置され、そのときになつて初めて動くのではなくて、少なくともそういう問題が発生した場合には、速やかにその紛争処理機関が介入して紛争を処理するというようにすべきではないのか、こう言つてゐるわけです。いかがであります。

○山野政府委員 紛争審査会は政令の定めるところにより置くことができるとなつてゐるわけでございまして、先生御指摘のように、できるだけ機動的に対応するという観点から現在直ちに政令というものを決めまして、いつでも将来この紛争審査会ができるように準備をしておくということも

のよう、政令等を整備するということを検討してまいりたいと考えております。

○安島委員 これは私も今度本会議で質問するよくなつて、正直のところいろいろ勉強させてい

持つてゐるわけじゃないが、この法が制定されたころから現在に至るまでの間、幸いにして、小さなトラブルやミスは生じても大きな事故に発展しなかつた。それは結構だが、そのために、現行法の見直しというものの——今回提案されているような骨格部分も大事ですが、十数年もたった現状ではどういうよう具体的に現場で作業が行われてゐるのかと、いうものをもつと見直し、改善をすべき余地というのが非常に多いということを痛切に感じたわけなんです。その中で、特に行政体制の充実整備を図らないと、どんな法律を制定したり、あるいは行政指導を強力に行いますとか、一つの作業基準とか、いろいろな許容量はこれ以上上回ってはいけないというような基準を単に決めただけでは、完全な作業者の安全確保ということにはならないという、いろんな問題が絡んできているわけです。

たとえば一つの例ですが、原子力施設の中とかあるいは放射線関係の作業をしている作業所内等については、これは労働省がこの法の定めによる監督指導の責任を持つてゐるわけです。ところが、

これは科学技術庁とか、その仕事の内容によつて所轄官庁がいろいろ分かれている。ですから、この法の完全実施を図ろうとするならば、そういうふうに措置されてくるのか、相談するところはどこに行けばいいのかという点がきわめてあいまいなんだ。ですから、仮に大きな問題に発生しない問題であつたとしても、少なくとも国的基本政策として原子力行政を定め、そして今日相当技術の改良、進歩、発展を遂げて、それがいろいろなかわりが深い範囲において事業が行われて、そこに作業する従業員というか、作業者の数も非常に多くなっているという現状、あるいは施設内に立ち入らなくても、あるいは作業所内に立ち入らなくて、その周りを通っていたというような場合でも、全く問題が起きないとは言えない。

昨年、これは問題が余り発展しないで済んだのですけれども、現に溶接接合部分を放射線で検査をする業務をしているところを通りかかった者が、この人は一定の知識を持つてゐるために、その検査のために一分間にどの程度の放射線かと、いうことがわかっている人であるがゆえに、自分がそのそばを通つたところが、決められてゐるわは防壁等も、どうも見たところ不十分のようだつた、だからストレートに自分はその放射線を浴びたと思って私のところに相談に來たわけだ。これは専門病院で診てもらつたら、幸い許容量とか、それほど被曝を受けなかつたというケースはありますかが、現在の原子力とか放射線に関する知識というのは、専門家の間ですらもまだ解明されない。ましてや、そのような許容量基準でありますから心配ございませんと言われたって、そう簡単に納得できない。

こういう問題が生じたような場合には、やはり速やかにどこに行けばそういう相談に乗つて、そして心配はないと思うけれども、では指定してい

この専門病院で詰てもられないとか、あるいはそれが一定の許容量を超えるとどうなことがあります。そこで対してはどういう位置をすべきかというふうな、まあ一つの例ですが、少なくとも現行法の安全遵守を図ろうとするならば、行政官庁としていろいろ監督指導権限が分散しているこれらの問題について関係者、いわゆる専門家でのこういう見直しを行つて、そういう事態に際した場合に速やかな処理が行えるように改善すべきだと思いませんけれども、最後に大臣の見解を求めたいと思います。

○山野政府委員 まず、御指摘の点をわめて大事な問題でございますので、被害者の保護救済ができるだけ万全に行われますように、現行の諸制度の機動的な運用をする、またこの完全な履行を図るという意味におきまして、関係省庁間で連絡を密にしなければならないというふうに考えております。

○ 貝沼委員 原賠法の改正に当たりまして、この法律は私ども賛成法案でありますので、簡単に若干の点について質問をさせていただきたいと思つた。

○ 安島委員 以上で終わります。

○ 大橋委員長 安島君の質疑は終了いたしました。

○ 貝沼次郎君 次に、貝沼次郎君。

○ 貝沼委員 原賠法の改正にござります。科学技術庁にも専門の担当がいるといま局長も申しておりますけれども、特にこの原子力関係の研究施設である発電所、こういう施設のある関係住民が安心していつでも相談に駆け込んでいただけるよう機関をつくることも緊急な問題ではないか、このように感じました。

いろいろ御指摘いただきましたので、われわれもこれから鋭意検討する問題をたくさん抱えたと思いますので、御期待に沿うように努力をいたしたいと思います。

はそれが一定の許容量を超えるといふふうなことがあり得た場合には、それに対してはどういう措置をすべきかというふうな、まあ一つの例ですが、少なくとも現行法の安全遵守を図ろうとするならば、行政官庁としていろいろ監督指導権限が分散しているこれらの問題について関係者、いわゆる専門家でのこういう見直しを行つて、そういう態に際した場合に速やかな処理が行えるよう改善すべきだと思いませんけれども、最後に大臣の見解を求めたいと思います。

○山野政府委員 まず、御指摘の点きわめて大事な問題でござりますので、被害者の保護救済ができるだけ万全に行われますように、現行の諸制度の機動的な運用をする、またこの完全な履行を図るという意味におきまして、関係省庁間で連絡を密にしなければならないというふうに考えております。

それからさらに、専門家の意見も個々の方々が聞きやすいように配慮するという点につきましても、幸い当庁には放医研に専門家もいることでございまして、必要に応じまして被害者の申し出等にも十分対応していけると考えておりますので、そのようなことも活用いたしますし、何にも増しまして御指摘のように現行の諸制度の間でギャップができるないように十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○金子(岩)国務大臣 安島先生の御意見まことに適切でありまして、原子力の研究開発、平和利用を積極的に推進するとするならば、やはり微に入り細に入り懇切丁寧に、いわゆる関係住民の関係者、 국민に被害を与えないように、いかにしてそれを小さくするかということ、これが大前提の健康診断でも受けたりして安心感を得るための相役所の努力項目でございます。

そのように考えますと、ただいまいろいろと御指摘をいたしました点につきまして、先ほど申し上げたとおり、法令等によって規制を厳しくしたり、また、いま仮にいささか心配になる者が健康診断でも受けたりして安心感を得るための相

に適切な御意見でござります。科学技術庁にも専門の担当がいるといま局長も申しておりますけれども、特にこの原子力関係の研究施設あるいは発電所、こういう施設のある関係住民が安心していつでも相談に駆け込んでいただけるよう機関をつくることも緊急な問題ではないか、このように感じました。

いろいろ御指摘いただきまして、われわれもこれから鋭意検討する問題をたくさん抱えたと 思いますので、御期待に沿つよう努めをいたしたいと思います。

○安島委員　以上で終わります。

○大橋委員長　安島君の質疑は終了いたしました。

次に、貝沼次郎君。

○貝沼委員　原賠法の改正に当たりまして、この法律は私ども賛成法案でありますので、簡単に若干の点について質問をさせていただきたいと思つてます。

まず初めに、原賠法の目的は被害者保護、そなから原子力事業の健全な発達、こうなつておりますが、この被害者保護の内容というものはどういうふうに考えておられますか。

○山野政府委員　原子力の開発に当たりまして、災害防止のために安全性の確保が大前提であるということを常日ごろ私ども考えておるわけでございますが、なおそれにも加えて、万々一の損害が発生したために対処しておくというのがこの原賠法の立法の趣旨でございまして、このような万々一の損害が発生した場合に被害者による賠償請求を容易にしようということで、原子力事業者にあらかじめ賠償履行のための措置を講じさせておくこと、いふことによりまして、常日ごろから被害者のための十分な配慮を加えておくというのがその主なねらいでございます。

○貝沼委員　内容はわかるのです。わかりますか。私は、この被害者保護という精神に立つならば、今回の法律だけでは足りない部分があるのではないか

いか、あるいはこの法律の裏となるものが必要でないか、こう考えておるわけであります。つまり、今回の法律あるいは被害者保護といふ面には二つの局面があるのではないか。その一つは、この法律で言うように、いわば経済的な面で賠償したいという面ですね。それからもう一つの面は、起こってはならないことでしようけれども、何か起こった場合に、しかもそれが人的障害がある場合、そういう場合にやはり医療体制というものをきちとつくつておかないといけないんじやないか。ただお金をもらったからいいというものではないと私は思うのですね。しかも、医療体制そのものが、普通の病院がその辺にあるからその病院に担ぎ込めばいいとか、そういう簡単なものではない。というのは、この原子力災害の特殊性ではない。ということは、この原子力災害の特殊性というところから見ても、原子力による人的障害というのは因果が非常にむずかしい。原因がわかつても治療法がわからぬといふことは起こつてしまい。あるいは晩発性という問題も絡んでおる。それから、これがたくさん事例があるなら研究も進むでしようけれども、そういうものは起こつても全くまれなことであるということ、それから現在まだ研究段階にあるために治療法が決定的なものとは言えないということ、あるいは専門の医師がわりと少ない、しかも原子力施設はふえつたけれども、その裏として医療体制あるいは放射線に対する研究体制、治療法の発見等について対策がなされなければならぬと考えるわけであります。が、当局はこの点についてどのようにお考えですか。

の事業所に設けておりまして、また近接の病院に対しましても平常から産業医を委嘱するなど協力をお求めて、緊急時には医師の派遣等によつて応急医療を受けさせることができるような措置といふのは講じられているとは思いますが、なお一層の充実というものを図る必要があるかと考へます。それから、放射線医学総合研究所では、放射線障害者に対しまして直接医療活動を行つて、いろいろな経験といふようなものを積み重ねておるわけでございまますので、今後これらの経験等を生かしてさらに研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから直接科学技術庁の関係では、来年度におきまして動燃事業団に緊急医療等の建設の経費というものを計上させていただこうと考えておりますし、それから放射線医学総合研究所にプルトニウムの内部被曝実験等の建設経費というのもも政府予算原案に計上いたしておるわけでございまして、このような緊急医療対策あるいは研究の強化というものを図っていきたいと考えております。

それから、このような緊急医療体制というのも、いま申し上げましたように整備されつつありますけれども、さらに諸外国の動向も考慮に入れまして、国情に合った緊急医療体制というものの整備を関係省庁とも協力して進めていきたいというふうに考えております。

○貝沼委員 これは積極的に進めなければならぬと思います。この原賠法が適用されないそういう事故であっても、やはり研究は大事であるわけですから、これは進めなければなりません。

いま局長は、諸外国の動向をもにらみ合わせて、ということだったたと思いますが、諸外国のいろいろなデータあるいは情報というものを手に入れようとするときにいつも困る問題は、わが国的情報を提供しなければなかなか手に入れることができない、いわゆるギブ・アンド・テークである、こういうことなんですね。そのためにはやはり諸外国が日本国でやっておると同じような方法で、諸外国が日

本のデータも参考になると言うようなデータを出していいかないと、これは比較になりません。また、向こうの情報入手に入れる事もできません。このういうようなところから、やはりただ放医研で原子力発電所は全国にまたがつておるわけでありますから、全国規模においてやはり研究はなされなければなりません。また、緊急医療体制についても、ただ、そこの都道府県がよければいいというのではなくし、全国組織の中の中央レベルにきちっと報告され、そして多年研究をしてきた方法によつて治療ないしは応急処置がとられるように、しかも電所で何かが起つたという場合には、そのことが直ちに全国組織の中の中央レベルにきちっと報告され、そして多年研究をしてきた方法によつて治療ないしは応急処置がとられるように、しかもその処置が対外的に見ても妥当である、こういうような内容の体制をとつていかなくてはならないと私は思うのです。ただ単に、何か起つた場合はこここの病院に担ぎ込み、そして治療すればいい、それから対策を考えてということではないけれども、トロトラストの問題などは、ドイツは国が一丸となつて一つの組織で研究しており、日本の場合は、これは都道府県に分かれてしまつておるということでは比較にならないのですね。したがつて、こういうような問題については、むしろ全国組織をもつて当たるべきであるということを私は主張したいわけであります。これが一点であります。

それからもう一点は、先ほど低レベル放射線の人体に与える影響について放医研の方でいろいろ検討しておる、一層力を入れてまいりたい、こういうことでござりますけれども、これは一層力を入れていただきたいことを私からも要望しておきたいと思います。

この二点について答弁を求めます。

○中井説明員 お答えいたします。

いまの私どもへの御質問は三点あると存じます。

第一点の緊急時の医療についての研究は、先生

もおっしゃいましたように、イリジウムの事故というような経験がございまして、当研究所においてその辺の研究を十分進めております。それと同時に、その経験をもとにいたしまして、そのような緊急時の問題が発生しました場合の今後のマニュアルといったようなものについて詳細な詰めを行っております。なおそれとともに、これは動物実験でございますが、緊急時の場合のたとえばキレート剤の使用の問題あるいは肺洗浄の問題といったようなことにつきまして、放医研の指定研究及び今後実施いたします特別研究でもって研究を進める予定になつております。

それから、第二番目のトロトラストの問題は、わが国における原爆と並びまして実際上の非常に重要な問題でございまして、放医研におきましては、これは指定研究で研究を実施しておりますし、また、科学技術庁における原子力安全研究協会の研究においても、この方面的研究を実施いたしております。

三番目の低線量の問題につきましては、これは数年来放医研の重要な特別研究の項目といたしまして、晚発障害及び遺伝障害につきまして低レベルの問題について解説を行っております。

○貝沼委員 簡単でござりますけれども、以上でございます。

○貝沼委員 もう一点は、先ほどの質問のところでは、ギブ・アンド・テークであるから、これは日本は全国的な組織の上に立つての体制でなければならぬということを私は主張しておるわけですが、それでは、あなたの答弁の後、大臣からもお願ひいたします。

○中井説明員 国内外の協力の問題でござりますが、まず国外との関係におきましては、一点ございまして、一つは研究情報の交換の問題、その次は国際共同研究と二つあるかと存じます。

なお、国際共同研究につきましては、まだ十分とは言えないと思いますが、一部私どものところではIAEAの主宰のもとにおける国際共同研究を実施しております。

○牧村政府委員 緊急医療の制度につきましては、先生御指摘のように原子力の安全規制と密接な関連がある問題でございます。したがいまして、從来からも事業者等に、その緊急時における被曝の現場における治療の施設等々につきまして指導してきておるわけでございますが、ICRPにおいても、どういうような段階での医療体制が必要であるかというような問題等の勧告が昨年十二月に出されておるところでございます。

そこにおきましても、まず第一段階としては、その現場における救急処置、第二段階といたまでは、それをサポートする支援病院の設置、それから第三段階といたしましては、放射線障害を受けた人々の治療並びに評価を行うセンターといふような構想が打ち出されておるところでござります。したがいまして、私どもいたしましては、このような問題につきまして放射線審議会等におきます検討を今後これから積極的に行っていくとともに、現段階においては特に第一段階、第二段階の充実強化を図るというようなことをぜひ事業者に積極的に指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○貝沼委員 それでトロトラストの話をさつきちょっとお出したのですが、これは議事録に残しておいた方がいいと思いますから、私申し上げますけれども、「太平洋戦争直前、戦傷兵の外科手術に際し、負傷部位の血行障害状況を調べる手段として、旧陸海軍が、X線造影剤「トロトラスト」の注射を行つた患者の実数は、三万人に及ぶと推定されている。」「トロトラスト」の注射は、これにより外科手術の作業を容易ならしめた利点があつ

たことは確かであるが、反面次に述べる致命的な一大欠陥を包蔵していたことに対しては、「ここ大事なんですね。『当時の医学的知識水準では、これを殆ど無害と看做し、回復し得ない恐るべき薬害の存在についての適切な配慮を全く欠いていたことは、かえすがえすも遺憾な次第なのであつた。」ですから、當時としてはこれは安全であったんですね。「即ちこの「トロトラスト」の主成分は、放射性物質トリウムであり、現在原子力発電等で重大な社会問題となつてゐる放射性元素プルトニウムと同一種類の放射線即ちα線を半永久的（半減期百四十億年）に放出する。そのため、一度これを人体内に注入した場合は、「トロトラスト」は永久に人体内に沈着して、絶えず放射線を放出し続ける所謂内部曝露の結果、爾後三十四十年後には、普通人に比較して、肝癌（二十二倍）白血病（四倍）等を発生させる危険極まりない造影剤なのであった。（因みに昭和二十五年厚生省はその使用を禁止した。）」こうなつております。事実日本と西ドイツは一番多いわけでありますけれども、統計を見ますと、二十年間潜伏しておりますとして二十年後発がんした患者数というものは圧倒的にふえておるわけです。

ところが、その後十数年後西ドイツは下り坂になりました。これはなぜかというと、国家的な施策として、患者一人につき一人のホームドクターをつけてめんどうを見たため少なくなってきたという結果がございます。日本はそういうことはまだやつておりません。さらに西ドイツは、先ほど申し上げましたように、国が一つの組織としてこれに当たっております。ところが、日本の場合はまだそこまでいっておりません。さらに、死亡率を見ましても、日本の場合は世界一高いような状況になつております。こういうところから、トラストの問題は非常に大きな問題を持つておるわけでありまして、この方々の救済をしなければならぬということはもちろん第一義であります。しかし、それと同時にさらに問題とされておるのはWHOの報告書であります。「ラジウム及び

ナトリウムの人体に対する長期的影響に関するWHO科学委員会報告書」というのがあります。このWHOの報告書によりますと、「この研究が、原子力産業におけるアルミニウムその他の超ウラン元素の使用に関連性を有することは明らかである。」ということ、また、WHOの勧告の中にも、「これらの研究の結果は公共保健施策、特にアルミニウムおよびアメリカンシウムその他の超ウラン元素について的一般人口を対象とした線量限度の設定の基礎資料として役立つことが要求される。これららの線量限度を環境衛生との関連において正確に評価することは、原子力産業の発展にとって不可欠の要件である。」というふうに述べられております。

まだいろいろありますが、要するに、今後人体がこういう被曝を受けることがあってはならないわけでありますし、恐らくないでしようけれども、こういうふうに考えますと、人体に対する被曝の問題としては非常にまれな、しかもかけがえのない資料となつておるわけであります。これをわが国がどのようにとらえて、さらにこの研究結果を生かそうとされるのか、この辺のところは非常に大事だと私は思つております。

しかも、この方々は、いま申し上げましたように傷痍軍人の方が圧倒的に多いわけでありますて、あと二、三十年もたてば、大体もうその例はなくなるわけであります。したがつて、救済が第一義であることは当然だけれども、しかし、いまあるその資料をさらによりよく活用し、そして今后の人体に対する被曝の基準を設定するなり、研究のための重大な資料と私は考えるわけでありますが、この点について当局はどうのように受け取つております。

**○中井説明員** 私より研究面についてだけお答え申し上げたいと思います。

三点ございまして、第一点のトロトラストの患者は今後の原子力の人体の障害の研究を使命とする上におきまして非常に重要なものであるといふ点は、全くおっしゃるとおりでございます。

次に、どのようにして研究を進めていたらよいかということにつきまして二点ございます。これは人体にかかわります研究でありますため、いわゆる疫学的な研究に属していくわけでございます。この場合に、大変問題点がございまして、一つは国民感情、特に日本の場合の国民感情をどのように考えて研究を進めていくのかということが第一点であります。

第二点は、わが国の研究費の使い方と申しますか、たとえば会計検査院等が絡みます研究費の問題、これは量でございませんで、出し方の問題が非常にむずかしゅうございまして、現実にいま申し上げました二点からいたしまして、研究そのものは大変困難を感じておるわけでございます。

○山野政府委員 本件についての調査研究は、いま御答弁いたしました放医研において行われておるのみならず、別途原子力平和利用研究委託費による調査研究も行われておるわけでございますが、今後ともできるだけこの関係機関における研究というものを充実しまして、御指摘のように、それらの資料をできるだけ活用して被曝線量あるいは臨床検査といったものについて生かしていくたいというふうに考えております。

○貝沼委員 それで、私はいまどつというふうにやっているかということは知つておるわけですがれども、ただ、先ほどから何回も言つておりますように、日本で得た資料というものが外国では使えないのです。早い話が、検査項目についても、名古屋でやつておる検査項目はこれだけ、あるいはさらに東北でやつておる分はこれだけ、九州はこれだけというように、みんなばらばらなんです。こういうことではないので、やはりギブ・アンド・テークの考え方からいくなれば、日本の資料がそのまま外国でも欲しがるようなものでなければなりません。そのためには、全国組織的なものでなければだめじゃありませんかということを私は言つておるわけですから、その点含んでおいていただきたいと思います。

それから原賠法、この法律のところで二、三お

次に、どのようにして研究を進めていったらよ  
いのかということにつきまして二点ございま  
す。これは人体にかかわります研究でありますため  
に、いわゆる疫学的な研究に属していくわけでござ  
います。この場合に、大変問題点がございまし  
て、一つは国民感情、特に日本の場合の国民感情  
をどのように考えて研究を進めていくのかという

尋ねておきたいと思いますが、よく聞く言葉ですけれども、原賠法は本来適用されるようなことがあつてはならないという言葉なんですね。そういう事故が起つてはならないという意味は私はよくわかりますが、適用されるようなことがあつてはならないということになると、ちょっとこれは疑問がありますので、こういう言葉であらわそうとする意味というものを大臣はどういうふうにお考えですか。

○山野政府委員 端的に申し上げれば、適用するようなことがあつてはならないというのは原子力損害賠償法によって賠償するような事例、事故があつてはならないという趣旨でございまして、政府としては、御承知のように安全の確保を大前提に進めておるわけでございまして、そういう意味で、本来この法律が適用されるような事例というのを発生するはずないと考えておるわけですが、それでも万々一に備えてそいつたふうな制度を設けておるという趣旨でございまして、今後ともこの安全の確保という問題を最重点に考えて、原賠法を發動して原賠法による賠償を行わなければならぬといつたふうな事態が発生しないように努力をする、そういう趣旨でございます。

○貝沼委員 それで私は尋ねておるわけです。原賠法が発動されるようなことがあつてはならないということなんですね。これは場合によつては原賠法をなるべく適用したくないという、原賠法の適用をむずかしくさせることになりはしないかということなんです。だから、原賠法が適用されるけれども、労災法の範囲でやる場合もあるわけですね。その辺のところをもう一度答弁をお願いします。

○山野政府委員 万々一事故が起つた場合には、原賠法をおかつ適用しないという趣旨ではもちろんないわけでございまして、被害者の救済というものを第一義に考えるわけでございます。

労災との組み合わせによって被害者の救済に遺漏なきを期するということには変わりがないわけで

ございます。そういう意味でこの原賠法を適用するようなことがあつてはならないという言葉を使はう場合には、その前後にはつきり諸条件というものを明示する必要があるかと考えます。

○貝沼委員 それから、調整規定のことでお尋ねしておきたいと思います。この調整規定は附則に入つておりますが、今回の改正では最も大切なところだと私は思うわけです。こういう重要なことが附則に入つて本則に入つておらない理由というのはどういうことですか。

○山野政府委員 これはこの内容がきわめて法律技術的な問題であるということで本則ではなく附則になつておるわけでございまして、重要な点から附則に置いたという趣旨ではないわけでございます。重要度においては本則、附則とも変わりがないということをご言います。

○貝沼委員 この調整規定には「当分の間、次に定めるところによるものとする。」となつておりますが、この「当分の間」という言葉の意味はどういうことですか。

○山野政府委員 このような問題につきましては、今後労働災害一般の問題と民事賠償の問題でも必要な調整というものが行い得るわけでございまして、そういうことが行われた場合には、それがとあわせ再度検討する必要があるという趣旨でございます。これまでの間はこのよつた暫定的な措置をとるという趣旨でございます。

○貝沼委員 たとえば船員保険法とか国家公務員災害補償法との調整というようなものを考えての「当分の間」とは違います。

○山野政府委員 さようではございませんで、一般論との調整という意味でござります。

○貝沼委員 やつて、「当分の間」という言葉は、実は意味がたくさんあります。これが政策目標達成までという意味も含まれておるわけであります。「当分の間」という言葉は、法規ではよく使われますけれども、私はいつも内容

がわかりません。したがつて、なるべくならこういうものははつきり書いた方がいいと私は思うのですけれども、この考え方についてはいかがですか。

○山野政府委員 今回の調整と申しますのは、労災保険と原賠法という民事上の損害賠償責任の特徴的な分野との間に關係するものでございますが、同一の損害に対する二重てん補の可能性という問題は、労災保険等と民法上的一般の損害賠償責任との間にあるものでございますので、将来この問題について仮に検討が行われまして何らかの調整が行わることになれば、今回の原子力という特殊な分野における調整についても、それらの問題との関係で見直しが必要であるという意味でこの「当分の間」という言葉を設けたわけでございまして、先生が御質問になつておられるよつた意味での当分の間という意味ではないわけでござります。当分の間この暫定調整措置でまいりまして、将来見直したあげくこれを弱体化するという趣旨では決してないわけでござりますので、その点御理解をいただきたいと存じます。

○貝沼委員 これは統計上の問題ですが、改正案によりますと、労災給付で間に合つた原子力損害は、たゞえ原子力損害事故であつても労災法が適用される、こうなつておるわけであります。表面上は単なる労災事故として処理され、統計上ももう原子力損害事故としては出でこないのでないかという心配があるわけであります。原子力事故は原子力事故として統計はきつと処理されていますか、その点を尋ねておきます。

○村野説明員 御指摘の統計の問題でござりますけれども、これは労災に当たります場合には当然労災の方の統計には出てまいりますが、同時に原子力の事故であるという性格を持つておりますので、原子力事故としての統計がござりますれば当然出でまいると思います。ただ、今まで原子力事故という形での統計が正式のものとしてはございませんので、もしもそういう事故が発生しました場合には、そいつた統計を後でつくるかどうか

といふ問題になつてくるかと思ひます。いずれにしても両方に当たりますので、別に原子力事故としては掲示しないということにはならないと思います。

○貝沼委員 それから労災法について少しお尋ねしておきたいと思います。この中の報告書といふもののが、我が妻委員会の報告書といふものがあるわけであります。この中にいろいろと、こう申しますのは、「原子力事業従業員の原子力災害補償に必要な措置について」という昭和四十一年のいわゆる我妻委員会の報告書といふものがあるわけであります。この中にいろいろと、こうした方がいいという提案がなされております。ところが、それが現在まだなされておりません。そういう観点からお尋ねするわけであります。この中に労災法の改正すべき点が述べられております。これは四十年報告であります。その後五十年報告においてもやはり同じようなことが述べられております。

○貝沼委員 そこで、現在労災法においては、放射線による不妊症とか流産、死産、早産、こういったものはどういうふうに取り扱われておられますか。

○原説明員 お答えいたします。労働能力の損失のてん補という関係になるものについて対象としていくとともに制度的になつておられますので、私どもの認定基準でも早産、流产の問題については直接触れておらないわけでございます。

○貝沼委員 まあ、そうなのですけれども、大臣、これは原子力委員長あての報告書なのです。したがつて、原子力委員長もこれには関心を持つてもらわなければならぬわけであります。昭和四十一年に原子力委員長あてに出された「原子力事業従業員の原子力災害補償に必要な措置について」という文書によりますと、「労災法は、從来その補償の対象として「労働能力の喪失又は減少」による損害を補償するという考え方立脚してきた

が、「先ほどの答弁のとおりです。『その基本的考え方を改めて「人間らしい生活を営む能力の喪失又は減少』として補償の対象の拡大を図り、放射線障害による業務起因性の立証される不妊症、流産についても補償を行なう必要があります。」こういう提言になつておるわけであります。これについて大臣は前向きに検討されますか、それとも一蹴されますか。

○山野政府委員 いまおっしゃいます労災保険の補償対象を拡大するという問題は、労災補償制度の基本的な性格に係る重大な問題であらうかと思ひますので、労働省の方において検討を進めていきましては、原子力損害との因果関係があれば当然原賠法の対象になるようになつておるわけですが、被災者を保護するという立場においては、現行制度でも特段のふぐあいといふのはないのではないかというふうに考えます。

労災補償制度の対象拡大の問題というのは、私が答弁するのはいさかふざわしくない問題であるので、その点は御理解いただきたいと思います。

○金子(岩)国務大臣 貝沼先生の御所見はよく理解いたしましたので、ひとつ御期待に沿うように努力を続けます。

○貝沼委員 労働省、いま大臣は努力すると言つておりますが、そつなりますと、この「労働能力の喪失又は減少」ということと「人間らしい生活を営む能力の喪失又は減少」ということが問題になつてきますが、どうですか、前向きに検討されますか。

○中岡説明員 いま先生御指摘になりました問題は、文字どおり重要な問題としてわれわれは從来から認識しておつたわけですが、ただ、その報告書にもござりますように、労災保険制度という制度の基本的考え方を変えない限りできないものといたさうなります。われわれとしていうのもまた事実でございます。わざわざいりますが、先生のお話もござりますので、非常に困難な問題かとは存じますが、慎重にひとつ検討させていただきたいと思っております。

○貝沼委員 それからもう一点労働省に伺つておきたいと思います。

この報告書の中に、「また、放射線障害の非特異性、潜行性等から、現行の労基法施行規則第三十五条第四号の趣旨を推めて、有害放射線にさらされた業務の内容及び病名を詳細に規定し、一定期以上その業務に従事した場合には因果関係の証明を不要とするいわゆる『みなし認定期』の確立が望ましい」となつておるわけですが、これは先ほどの五十一年度になされた措置というものがこれに相当するわけですが、それともほかに考えますか。

○原説明員 御指摘の放射線関係の障害についてのみなし認定期につきましては、五十一年の認定期の改正におきまして明らかにいたしましたが、あの認定期に例挙されているものは、扱いといいたしましてはみなし認定期的な形になつてゐるわけでござります。

その後、法制の整備につきましても、関係法令、特に規定がござりますのは労働基準法の施行規則三十五条でございますが、その改正を昨年実施しまして、昨年の四月から実施いたしたわけでございますが、この中で、放射線障害等についても症状等を列記をいたしております、それと以前の認定期との関係でみなし認定期が明らかになつてきているわけでござります。

○貝沼委員 それから、先ほど質問にも出でおりましたが、認定期助機関の設定の問題でありますけれども、これは質問がありましたので、私くどくど申しません。やはり設けた方がよろしいと私は考えます。したがつて、それは前向きに検討されることを望みたいと思います。

す。たとえば「年間四回行つておる就業中定期射線健康診断の頻度を一回でよい。」こう言つておりますね。それから「現在、実施している皮膚の診断は医師が必要と認めた時だけ行う。」とか、大幅緩和を打ち出しておるわけでありますが、これは牧村局長あてになつておりますけれども、科

技手としては、これをどういうふうに受けとめておりますか。

○牧村政府委員 先生御指摘のとおりでございますが、この作業グループにお願いいたしまして、いろいろ健康診断につきまして、いまのあり方がいいのかどうか、それからICRPでは新しい勧告として若干緩和の線を出しておるが、それを日本で当てはめた場合に、最近の医学の進歩等を考慮した場合に、どうあるべきかということで、専門の医学者を中心にいたしまして検討をお願いした結果、先生御指摘のよくな回答が私のところへ提出されておるところでございます。

その中で、健康診断につきましては、現行法令におきましてやつております検査、健康診断等は緩和しても差し支えないと考へるというようなことを言つておるわけでござりますけれども、私どもいたしましては、一見この健康管理等を緩和する方向で国民の方々あるいは原子力事業に従事される方々のコンセンサスが得られるかどうかの問題もあるわけでござりますので、この報告については慎重な対応をいたしてまいりたいというふうに考えておりまして、現在におきましても、關係いたしております労働組合の方々の意見を聞くなどしておるところでございまして、まだ役所として結論を出していないわけでござります。

○大橋委員長 貝沼次郎君の質疑は終了いたしました。この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

この点につきましては、関係する省庁も数多くござりますし、そういうところの意見等も踏まえつつ、場合によりましては再度放射線審議会に御検討をいたしく、あるいは制度の基本にもかかわることにつきましては安全委員会の御意見も徵すことによっておるところでございまして、まだ役所として結論を出していないわけでござります。

○大橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。渡部行雄君。

○渡部(行)委員 まず、長官にお伺いいたしますが、長官は、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由説明の中で、原子力の開発利用を進める上で安全の確保を図ることが大前提であると申されましたか、具体的に安全

確保の中身について御説明をお願いいたします。

○金子(岩)国務大臣 安全規制については、原子炉の設置許可、設計工事方法の認可、使用前検査、定期検査の実施等、一連の施設に関する規制が行なわれているほか、保安規定の認可等、その運用についても所要の規制が行なわれています。これらの手続を行うに際しましては、厳正な安全審査、検査を実施する等、安全性の確保につき慎重な配慮を払ってきたところであります。今後とも安全の確保に遺漏なきを期してまいりたいという所存であります。

○渡部(行)委員 そこで、私は一応安全という問題についてある程度正確にしておく必要があろうと思うわけであります。つまり、われわれの周囲にあるもので絶対安全というものはないと思うわけであります。たとえば毎日食べておる御飯にしても食い過ぎれば健康を害しますし、こうしてさわつておる紙にいたしましても、たまにこれで手を切ることさえあるわけであります。このように、すべてのものというものは安全と危険とがうらはらに絶えず存在しておることは否めない事実でございます。

そこで、科学技術庁は、この危険度が容認できる水準以下である場合はこの危険性が人間によつて管理できる場合に、これを一応安全であると定義づけておるようですが、私は果たしてこれだけでよいたるか、またこの思想を原子弹という特殊なものにまで発展させてよいだろか、非常に疑問があるわけであります。なぜならば、原子弹以外の場合は、危険が継続して蓄積されるというようなことはないであります。しかし、原子弹の場合は、御存じのとおり必ず放射線利用に伴うものであります。これは現代においては許容限度内の安全性が保たれたといたしましても、これから遠い二千年あるいは三千年の将来に対し考えてみると、その影響というものは非常に莫大なものがあるのではないだろうか。また、それに対する疑問はどうい消えないのです。ましてや今日地球上の核爆弾の量あるいは

はこれからさらに開発されるであろう原子力利用の世界的な趨勢というものを思いますときに、果たして、われわれは後世の子孫や人類に責任が負えるだろうか、こういうふうに考えますと、この「安全」という二字をめぐる問題は、まさに人類の歴史的重大な論争として残るものではないかと思うわけであります。そういう点について、もう一度長官の所信のほどをお伺いいたします。

○牧村政府委員 少しく中身につきまして私から御説明さしていただきたいです。

確かに工学的に申し上げましても、この科学技術が進んでおります現段階で、原子力におきまして一〇〇%の絶対安全をいまの時点で確保できるかという御質問であれば、これは一〇〇%でないかもしれません。しかし、原子力につきましては、そのスタートのときからの考え方、事前にその安全性につきまして十分安全のアセスメントをして上での、しかも原子炉を設置するような場合には、科学的には考えられないような事故を想定もいたしました。その想定のもとにおいても、たとえば敷地の境界を十分とるというようなことは、原子炉設施そのものを厳重な二重、三重な問い合わせで囲むというようなことを、それ非常に細かに安全の配慮を加えました上で、地域住民に対しましても、そのような考えられないような事故が起きたときの影響を与えないということを事前にアセスメントをした上で設置を許可するというふうな考え方で進んでおるところでございます。したがいまして、他の原子力以外のいろいろな危険に対する考え方最近では非常に進んでまいりましたけれども、なお原子力がその面におきましては最も厳しく対応しておるのでないかというふうに考えておるわけでございます。

それから、ただそれだけで十分であるかといふことになりますと、なお新しい技術をどんどん取り入れていっております原子力でございますの

でございます。

また、先生御指摘のように、放射線の影響といふものは、単にその時点において影響を受けるだけではなくて、いわゆる晚発的な効果もあるわけ

でございますが、これにつきましても、放射線を

史上の重大な論争として残るものではないかと思

うわけであります。そういう点について、もう一度

度長官の所信のほどをお伺いいたします。

○牧村政府委員 少しく中身につきまして私から御説明さしていただきたいです。

確かに工学的に申し上げましても、この科学技

術が進んでおります現段階で、原子力におきまし

て一〇〇%の絶対安全をいまの時点で確保できる

かという御質問であれば、これは一〇〇%でない

かもしれません。しかし、原子力につきましては、

そのスタートのときからの考え方、事前にその

安全性につきまして十分安全のアセスメントを

して上での、しかも原子炉を設置するような場合には、

科学的には考えられないような事故を想定もいた

しました。その想定のもとにおいても、たとえば

敷地の境界を十分とるというようなことは、原子

炉設施そのものを厳重な二重、三重な問い合わせで

囲むというようなことを、それ非常に細かに

安全の配慮を加えました上で、地域住民に対し

ましても、そのような考えられないような事故が

起きても影響を与えないということを事前にアセ

スメントをした上で設置を許可するというふうな

考え方で進んでおるところでございます。したが

いまして、他の原子力以外のいろいろな危険に對

する考え方最近では非常に進んでまいりました

けれども、なお原子力がその面におきましては最

も厳しく対応しておるのでないかというふうに

考えておるわけでございます。

それから、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

時代も来るのじゃないでしようか、それまではやはりずっと精力的に努力を続けていかなければなりません。このように考えております。

○渡部(行)委員 これはどういう問題として私は

安心していい、こういう問題があるか

議論をするのではなくて、この核というものの、放

射線というものの持つ人類に与える影響としての

一つの歴史的な意義について私は議論しておるわ

けでございます。したがって、ただわれわれが一

時的にはまあそれほど被害はないだろうというこ

とが言い得ても、実際にこの地球全体を考えた場

合に、年々地球上の放射能が増している、放射線

が蓄積されている、こういうふうになつていつた

場合、将来一体どうなるだろうか、こういう心配

が出るわけでございます。

そこで、原子力というのについては、やはり

最小限度にとどめるという、それは絶対にやむを

得ない限度の中でという思想がここにないと、こ

れから再処理工場の開発等がどんどんとされて

いく、そこにブレークがかかるいよくな状態で

これが突つ走った場合に、何といいますか、そうい

う一つの力学的な、ますますエスカレートする、

開発に加速が加わる、こういうよくな状態で

これを非常に恐れてはいるわけです。この核と

いうものは、大臣御承知のように、その物理的な

性質から言つても科学的な性質から言つても、絶

対安全という域には達しないと思うのです。そ

う特殊なものだけに、とてもいまの科学ではこ

れを完全に処理できる能力はない。そういう中で

その良心的な歯止めをなくして、この開発に追い

込むようなことになれば大変な事態に追い込まれ

るのではないか。こういう意味でのまずその思想

としての議論を私はしたわけでありますので、そ

の点についてもう一度お願ひいたします。

○牧村政府委員 大変むずかしい御質問であろう

かと思いますが、私、安全行政を担当しておりま

す者として、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

り入れていっております原子力でございますの

で、私どもとしては安全研究を十分推進いたしま

して、そういう知見に基づいてまた安全規制を見

して、そして、先生の御懸念に対しましての御答弁

としては、原子力がエネルギーの事情から申しま

しても、当面の問題として石油の代替エネルギー

でございます。

そこで、ただそれだけで十分であるかといふ

ことになりますと、なお新しい技術をどんどん取

としてどうしても必要であるということで、いま開発が進められておる。その原子力に対してもかかる安全規制を進めていかなければいけないかというときに、私どもいたしましては、できるだけ可能な限りそこに働く従業員はもとより一般国民が放射線の害を受けないようにしていくかといふことを考へることが最も大事ではないか、しかも、その量にいたしましても、科学技術の進歩に伴いまして、可能な限りそれを少なくしていくこというような姿勢で進めなければならないものではなかろうかというふうに考える次第でございます。

〔源音・行・委員 分にと国際放送網の話を聞き、  
いわゆるICRPが勧告した線に沿つてやつてお  
るのだから差し支えない、こういうような御答弁  
がありました。しかし、午前中の御答弁を聞いて  
いますと、三ヶ月に三レムまではよいのだ、ある  
いは一年間に五レムまでは差し支えない、こうい  
う勧告だから別段年間通じて問題はないのだ、こ  
ういうことを言われましたけれども、これは科学  
技術庁の出したパンフレットですが、この中には  
「放射線の被曝は線量の合計が同じでも、短期被  
曝の方が長期被曝より影響ははるかに大きい。つ  
まり、被曝線量のほかに、どれだけの期間にそれ  
を受けたかが大きな意味を持つわけである。」と  
書いてあるわけです。

こうなると、年間通じて五レムだけ受けてもい  
いという、これはなるほどずっとこれを一年に薄  
めていけば大したことはないでしようが、一時に  
これを受けたとすれば相当な障害が出るのではないか、あるいはその前の年に四レムだけ被曝して  
いて、そしてその一日越えた新しい年にすぐ五レ  
ム被曝した場合には、一体そういう考え方でこの  
安全性を守ることができるのか、そういう問題が  
当然出てくると私は思うのですが、その辺に対  
する御答弁をお願いします。

○牧村政府委員 先ほど私の答弁の中で、日本の  
法規では現在三ヶ月最大三レム、それで年間に直  
しますと五レムを超えるようであつてはいけない

という体系で規制をしておることを申し上げました。最近のICRPの勧告におきましては、その三ヵ月三レムというものを特に規定する必要はないというふうな、年間五レムでやれば十分安全を確保できるというような趣旨の勧告が出ておるわけですが、これにつきましては、日本でそれを採用しておるわけではございませんので、今後なお慎重に検討の上、放射線審議会等の議を経て、国がもしこれを採用する場合には、審議会の結論を待つて法令等の改正が必要になるわけでございます。

そこで、ただいま先生御指摘の年間四レムを被曝しておつて、次の年五レム短期間に浴びた場合という問題でござりますが、ICRPの考え方では、短期にこの程度の放射線を浴びて影響が出てくる、そういうことにつきまして、必ずしも医学的に現段階において出てくるという証拠もないわけでございます。そういうようなことから、このようないいえ考へ方が出されておると思つておりますけれども、そのようなものを日本に採用する場合に、現在、二十年間この方式を採用してきておるわけでございますので、いろいろ慎重な配慮の必要があるものというふうに考えておるところでござります。

○渡部行委員 そこで出したパンフレットで、いま読んだのですが、こういうものが正しいとすれば、やはり常に慎重に、そしてなるべく短期的被曝を避けるような配慮というものが大事ではないか、こういうふうに考えますので、その辺は、これから指導の上で十分強めていただきたいと思います。

次は、長官にお願いいたしますが、「被害者の保護に遺漏なきを期すことにより国民の不安感を除去するとともに、原子力事業の健全な発展に資する」云々と提案理由の中で述べられております。つまり、この原賠法ができるれば国民の不安感を除去することができるという認識、そしてまた、原力事業の健全な発展に資することができるといふ認識でございますが、本当に長官は除去できる

○渡部(行)委員 私が大臣に聞いたときには、まず大臣の答弁を待つて、その答弁が不足しておつた場合に局長が補足するというなら話はわかるけれども、この原賠法といふのは、一面におきましてそのような原子力産業を助成する、あるいは保護するという観点があろうかと考えております。

○山野政府委員 まず、不安感の除去の点でござりますが、これは原子力の開発利用を進めるに当たりまして、原子力に対する国民の不安を払拭することが非常に重要であるという点で申し上げておるわけでございます。その方法としまして、万能の原子力損害が生じた場合の備えとしてこの原子力損害賠償法が定められておるということをそこに説明したにとどまるものでございまして、その大前提としまして、原子力開発利用を進めるに際しましては、絶えず安全の確保を図るということがあるので、あるわけでございまので、原子力損害賠償法を発動しなければならないような事態が生じないよう、安全の確保に万全を期することが肝要であるということは、その大前提としてあるわけでございます。こういう確立された安全規制と、それから今回お願いしております賠償制度、この両方を一体としまして国民の不安感を除去できるとうふうに考えておるものでございます。

それから、いま一つの健全なる原子力事業の発展という点でございますが、これはこの原賠法の法体制としまして、原子力損害といふものを原子力事業者に集中的に賠償責任を負わせておるわけでございまして、何らかの原子力損害が万々一起にありました場合には、原子力事業者、原子炉の運転等を行つておる者が集中的に責任を負うわけでございまして、機器等を納入しております原子力産業の方には賠償責任は及ばないというふうに仕組んであるわけでござります。そういう意味におきまして、この原賠法といふのは、一面におきましてそのような原子力産業を助成する、あるいは健全な发展などというものが果たしてあり得るのだろうか、こういうことを本気で考えておられるのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

はこれからやめてほしい。

そこで、この不安感というものを除去できると  
いうのは、安全性が完全に確保されたということ  
に初めて不安感が国民からなくなつていく。しか  
し、原賠法が適用されるというのは、すでに事故  
が起きたときに適用されるのであります。そ  
うすると、事故の起きたときに適用する、いわゆ  
る事故を前提とした法律によってどうして国民の  
不安感を除去することができるのか、非常にこ  
に論理の矛盾があるのでないかと私は思うので  
す。

そこで、むしろ私はこの点は、国民の不安感を  
緩和するとともに、仮にそういう事故が起きても、  
こういう補償制度があるから泣き寝入りする必要  
はないのだよということで、ある程度不安ではあ  
るが、しかし、そういうもので緩和される、こう  
いうことが正しいのじやないかと思うのです。だ  
から、この不安感を緩和するとともに、やむを得  
ざるものとして原子力事業の推進に資することが  
必要であると言つた方が正しいのではないだろ  
うか、これについて大臣の所信をお伺いします。

○金子(岩)国務大臣 私は文学者じやないから、  
文章をどういうふうに書いた方が、あるいは読ん  
だ方が、受ける感じがどのよくな成績を上げるか  
ということは、そこまで判断はつきませんけれど  
も、ただ、この法律を御審議いただいておるのは、  
先ほどから渡部先生も申されておるとおり、一〇  
〇%安全だということはないのだということは、  
そのとおり私もそれは同感でござります。一〇  
〇%安全が確立されないのであるならば、万が一  
の場合には何をもつて償いをするかということ  
もあわせて考えなければ、これを開発あるいは研  
究をしていく、あるいはこれを事業としていく、  
仮に原発のごときですね、こういう事業を推進す  
る事業者によりましても、万が一の場合にはや  
りこのような手だけをしてというような考え方で  
この法律は改正しようとするものでございますの  
で、先ほどから渡部先生は思想的な問題をいろい

ろ申されておりましたけれども、日本の場合、石油代替を何に求めるかというと、いまのところさしあたって原子力によってこれを補完しなければめどは立たないのじやないでしょうか。そういう考え方で私どもは、いろいろ問題はありますても、やはり世界的にこれの研究開発、将来絶対安全が確立されるものとして研究開発を進めておるわけでございますから、世界の先進諸国に劣らないよううに、わが国でも積極的にこれに取り組んでいくことが、将来のわが国のあらゆる面においての重要な課題であろうかと思うのでございます。

○渡部(行)委員 石油エネルギーの代替エネルギーとして開発をするというのは、これは何回か繰り返し論じられておりますので、きょうはここで原爆法についての質問ですから、この論争は避けたいと思います。ただ一言、石油の代替エネルギーとして一般には考えられておりますが、ウラン原料そのものが有限であり、しかも石油が掘り尽くされなくななる以前になくなるのではないかとさえ言われておるわけですから、その辺は非常に議論のあるところでありますことを一応ここで申し述べて、次に移りたいと思います。

本法律案の原子力損害とは、具体的に言えばどういうことを指しているのか。つまり放射線障害には身体的影響あるいは遺伝的影響があるわけでございます。しかも、その中で早発性の効果あるいは晚発性の効果というふうに分けられておるわけですが、こういう複雑な影響の中で、どこからこれが原子力被害であると認定できるのか。その範囲と申しますか、その境界線というか、その線引きはどういうふうにされておるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

○山野政府委員 原子力損害の範囲と申しますのは、原爆法に規定されておりますように原子核分裂の過程による損害でありまして、これにつきましては、原子核分裂の連鎖反応に際して発生する放射線による損害及びその際発生する熱的エネルギーまたは機械的エネルギーによる損害、それから第一が核燃料物質等の放射線の作用によ

る損害でございまして、これにつきましては、核燃料物質等の放射線の作用による損害の中身として、核燃料物質、原子核分裂生成物等の放射線による損害、第三が核燃料物質等の毒性的作用による損害でございまして、これにつきましては、核燃料物質そのものの性質による毒性的作用による損害で、その摂取、吸入等による内臓の障害等というふうになつておるわけでございますが、この損害には、先生御指摘のように、身体的な損害だけではなく、精神的な損害あるいは物的な損害も含まれるわけでございまして、放射線の作用と疾病との間に因果関係のある限りにおいて、御指摘の晚発性の障害というのもこの損害に含まれるわけでございます。

それで、この原子力の損害というものが発生しました場合に、どこまでが原子力損害でどこから先が原子力損害でないかという先生のおっしゃいました。

まず線引きといふ点でございますが、これはただいま申し上げました原爆法の規定の解釈の問題でございまして、一義的にはこれは原子力事業者と被害者の間で被害者の請求に応じて話し合われて決められるべき問題でございまして、もし当時者

間で話し合いのつかないといったふうな場合には、政府で設置する紛争審査会等での和解の仲介を図ることもございましようし、あるいはこの法律の解釈の問題としまして、最後は裁判所の判断を待つといったふうなこともあります。

○山野政府委員 被害者が原子力事業者に賠償を請求するに際しまして因果関係を立証するに際し

まして、いま先生御指摘のような過去の被曝の記録といつたふうなものは、当然証拠として示すこ

となるというふうに考えますので、いまあらゆるケースに該当する問題として一般論としてお答

えはできないかもしませんが、御指摘の被曝記録といつたふうなものは、因果関係を立証する上

できわめて大きな決め手になるべき問題ではなかろうかと考えております。

○渡部(行)委員 そこで、先ほどそういう問題の中身に入つては民事に任せること、いわゆる民事に任

せるということは、言葉をかえて言えば、民事訴訟によつて民法上の損害賠償の請求をさせる、こ

ういうことだらうと思います。そういうことに任

ぜるということになれば、ますますこの不安感は

ある一つのケースを想定して、推定して、そういうものに当てはまる場合はそこで認定を速やかに

やる、そしてます被害者についての補償をやって

いく、こういう積極的な姿勢が必要ではないかと思うのですが、その辺は一体どうなんでしょう。

○山野政府委員 当事者間で話し合いがつかない場合に、直ちに訴訟に持ち込むということではなくて、先ほど申し上げましたように、原子力損害

賠償紛争審査会といつたふうなものも活用しまして、この紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介をすることとで政

府に臨時の付属機関として設けることになりますが、このような機関も積極的に活用しますが、このような機関も積極的に活用しまして、できるだけ裁判所に持ち込む前

に和解が成立するよう、事案が円満裏に解決できるよう努力をしたいと思っております。

○渡部(行)委員 この問題は、いろいろな問題にかかわりを持ちますので、また後で若干蒸し返すことがあるかもしれません、時間の関係もありますので、次に移らせていただきます。

原子力事業者と被害者の因果関係についてであります。これはこの法律案で原子力事業者への

責任集中をうたっているわけでござります。その際、たとえば被害者が複数の事業所で数次にわたりて作業をし、その結果障害をこうむった場合、

その責任はどこに集中されていくのか、あるいはまた核ジャック等によりまして、その結果国民に

大きな被害を与えたような場合は、一体その賠償責任はどこにあるのか、その核ジャックをした本

人が今度は障害を受けたような場合、その核

ジャックした犯人に対する賠償はやるのかやらなければいけないわけがござります。そういう

状況の中で、この緊急的な措置を必要とする原子力損害の被害者に対する賠償責任が発生したという場合の賠償責任でございますが、こ

れは両者、つまり両原子力事業者の連帶責任に

よつて賠償が行われるということにならうかと思ひます。それから、原子力事業者が核ジャック等によつて原子力損害が発生したという場合でございますが、原子炉等の運転等の際に核ジャックのような第三者の行為によつて生じた損害が原子力損害であれば、これは当然原賠法の賠償の対象にならうかと思います。しかし、核ジャックによつて核物質が盗まれまして、その後それによつて損害が生じたという場合に、これが法律で言つております因果関係の範囲にあるかどうか、つまり原子炉の運転等に際して発生した原子力損害と言えるかどうか、これは個々のケースに従つて判断されるべき問題でありまして、画一的に申し上げることはなかなかむづかしかろうと思います。

○渡部(行)委員 核ジャックによつて犯人がみずから被害を受けた場合は、因果関係によつて判断がむづかしいと言わましたが、しかしこれはどうなのでしょうか。その因果というのは、つまり事業者が不完全なために、たとえばブルトニウムなりその他の放射性物質が運び去られた、その結果運び去つた人が被曝した、これは被曝というふうなものであります。ただ、この辺はどうでしょくに犯行という違法行為が存在するだけであつて、この原賠法の言つてゐる原子力障害者に対する賠償というものと、その違法行為は別の次元のものだと私は思いますが、その辺はどうでしょくにかなかむづかしかろうと思います。

○村野説明員 御質問は、たとえば核ジャッカーやそういうものを益んでみずから被曝した場合に原賠法上の請求ができるかどうかという問題だと思いますが、原賠法の規定に直接そいつたものを規定しておる条文はないわけでござりますけれども、一般に不法行為の場合人の不法行為によって損害を受けた者が損害賠償の請求をする場合にも、その受けた本人にいろいろ責任がある、たとえば過失があつたという場合には、過失相殺といった一般的な法理論によります相殺規定がござりますために、いまおつしやつた例でいきます

と、まず不法行為をした側、違法行為をした側については請求権は相殺されてしまふのではないかというふうに思つておられますけれども、いままで従業員いわゆる原子力事業所に働く

従事者については、原賠法の適用がなくて労災法で救済をしておつたわけでござりますけれども、

ことは、今までの労働者災害補償保険法によつてはなかなか救済しがたい面がある、つまり労災法でござりますが、さらにそれに加えまして物的

損害というのも対象になります。

○渡部(行)委員 そこで、従業員の障害についての認定は、どの機関でどのような基準に基づいておつたわけでござりますが、この労災法の制度

は、労働者の稼得能力の喪失を補償するという性格のものであり、かつまた、一定の限度以上の障害とは質的に違うのだ、こういう思想から今日

従業員を対象に入れたと思うのですが、その点はどうなのでしょうか。

○山野政府委員 従来、従業員が業務上受けた損害につきましては労働者災害補償制度のみによつておつたわけでござりますが、この労災法の制度

は、労働者の稼得能力の喪失を補償するという性

格のものであります。しかし、この労災法によつては、労災でカバーし切れない面があるといふ

ことは、いままでの労働者災害補償保険法によつては、労災では救済しえない範囲、つまり精神的な

損害と物的損害というものがございますが、これ

は原賠法によりまして直ちに賠償が実行されるわけをわかりやすく具体的に御説明してくださいま

せんか。

○山野政府委員 原子力損害が発生いたしましたと、まずこれに原賠法が適用されるわけでござりますが、従業員の場合につきましては労災が先行

するということでござりますので、労災は通常年金になつておるわけでござりますから、この受

けるべき損害賠償額の全額から将来取得すべき年金相当額というものを差し引きまして、そのもの

をまず原賠法で支給をする。そしてこの労災給付

されるべき年金と申しますのは、その後で各年給付が行われまして、給付が完全に終了したところ

で補償は完結したということになるわけでござります。

もしこの労災による年金の支給といふものが何らかの事情で途中で打ち切られるというふうな事態が発生しました場合には、その時点で改め

て、従業員も、単に稼得能力の喪失のみならず、あらゆる損害について賠償の請求ができるという

ふうになるものでござります。

○渡部(行)委員 その点は、私は今度の法律といふ

ういうものは一切考えられていない。その点、原

賠法は労災法の適用範囲を超える部分があると考

えられることは、つまり感謝料等の精神的な補償

といふわけです。そこで被害者がそれについて不服があれば、これは裁判に持ち込まれなければな

らない。裁判に持ち込まれた場合、その判決とい

うものはこれまた何年先に延びるのかわからぬ

い。そうした場合、受けたこの被害について即座

にどうか、比較的速やかに補償していくといふ考

えでござります。

○山野政府委員 労災保険制度といえども、これ

は労働災害の迅速な救助、救済というものを目的

として設けられているものでございまして、労災を先行させたことによりまして被災者の救済が円滑を欠くような事態になるというふうには考へてないわけでございまして、この労災と原賠法の関係につきましては、原子力委員会の中に設けました担当の懇談会でもつて慎重に検討をしました結果、労災給付を先行させて、これでカバーし切れないのでついて原賠法で賠償するというふうに調整されて、今回の改正法をつくつたわけでございまして、こういうふうなことをすることによつて特に被災者の救済が遅延する、あるいは円滑を欠くということにはならないと考えております。将来ともこの労災法、労災保険制度が労働災害を迅速に救済するという方向で運用されるものというふうに考えておりますので、このシステムによりましても、先生のおっしゃいます趣旨は確保し得るというふうに考へております。

○渡部(行)委員 考えるということについては、

これは人の考え方からどうにもならないわけですが、しかし現実にいま労災の適用をめぐつて訴訟事件が各所に起きていることは御承知だろうと思ひます。労災にいたしましても、なかなか認定しがたい場合もあるうかと私は思ひます。というのは、たとえば自然突然変異と放射線誘発突然変異をどこでどう区別して認定できるのか。今日の医学では、これは区別できないとされておるわけですよ。そうした場合に、労災では、保険会社では、一体その人が原子力障害者であるかどうかといふデータも何も持たないという場合に、自分の設けた基準で勝手に相手の病状をはかつていったならば、ここにどうもしょくり合わないと、いうものがやはり出てくるのではないか。その障害の質的なものが普通の労災と原子力障害とは違つておるなりに、それにしつくりとした対応の仕方といふのは、むしろ原子力専門委員会とかあるいは紛争処理委員会とか、そういう一つの専門機関でまず最初に原賠法を適用してやる。そつして後は、時間をかけても何してもいいでしよう。そうして

一時給付した金額というものは後から今度は労災の保険会社と相殺すれば、どこにも何ら迷惑をかけるものではない。しかも、原賠法の対象は、先ほども何回か繰り返されているようにも物的、精神的な補償まで考へている、こうなると、この法を先行させていけば慰謝料の請求を訴訟しなくては、ある程度ここで解決ができるいく、こういうふうに私は考へているのですが、その辺はどうでしょ

うか。

○山野政府委員 まず認定の問題でございますが、因果関係の立証が大変むずかしい場合があるということは一般論として言えることでございまして、原賠法による場合も労災保険による場合も、ケースとして認定の非常にむずかしいケースがあるということは同じでありますかと思うのでござい

ます。

いま一つ、そういう意味でもし当事者間でなかなか話し合いつかないという場合に、最後の手段として訴訟に持ち込まれるという事情につきましては、これは原賠法も労災保険制度も全く同じ

ような事情にあるというふうに考へておるわけでござい

ます。なお、今回労災の方を先行させるというふうな制度にしましたのは、新しく原子力の従業員を原子力損害の対象に加えることによりまして、一般

第三者的ための賠償措置額というものが実質大きく減少してはいけないという配慮もありまして、従業員につきましてはまず原賠法を先行させるといふ方がよからうという判断をしたのでございま

す。

それからいま一つ、訴訟に持ち込みます前に、できるだけそのような手段によらないで早期に円満に事業を解決するということが望ましいわけでございまして、原賠法の方は

労災保険の方は国が直接当事者でもございますので、できるだけ被害者を保護するという観点からいろいろな努力というものが当然行われておるというふうに理解しております。

○渡部(行)委員 ちょっと私理解できないのです。労災法を先行させても原賠法を先行させても同じだということですが、何があるのでですか。

○山野政府委員 大変失礼しました。私言い違いをしたようでございまして、原賠法先行と言つた

ようでございますが労災法先行というのが正しいわけでございますので、訂正させていただきます。

○渡部(行)委員 そこで、原賠法の対象というのは、たとえば原賠法から見ればこの被害額は八十万円です。その際労災の立場から見ると四十万円である。四十万円から解決していくとのと八十万円から解決していくのと、この順序が違つただけで相違うのですが、どちら見ても同じだという

ような考え方はどうしても承服できないのです。まず八十万円を原子力損害賠償法によって先に賠償して支払つてやる。そしてあと四十万円の労災法適用分については後から労災保険と相殺されないじやないか。それは後から補てんしてもらえばいいじやないか。そのことと、まず最初に四十万円の補償をしておいて、これで足りない部分の四十万円を後から原賠法でやると同じだといふ理屈はどうしても私は納得できません。これをひとつ納得いくように御説明願いたい。

○山野政府委員 まず全体の損害が八十億円、それから原賠法の限度額四十億円と申します場合に、先ほど先生の指摘されました慰謝料とか物的損害といふのは、もともと労災保険には関係のない話でございますので、これは直ちに賠償が原賠法によって実行されるわけございまして、残りました稼得能力の部分についてのみ原賠法に先駆けて労災保険が先行するということでございま

す。確かに労災の場合と原賠法の場合と全く同じ認定が行われるといったふうなことが成立します場合には、その部門の従業員だけに関する限りに

おきましては、原賠法が先行する方が被害者の受けべき賠償といふのは一時に全額が入るわけございまますから、そういう意味では大きいわけでございますが、一方そういうふうなことをするこ

とによりまして、先ほども私が申し上げましたよ

うに、従業員以外の一般第三者の受けるべき損害賠償のファンドというものはそれだけ減額するわけございまして、従業員を厚くするために一般の人々の受けるべき賠償措置額というものが減額するわけでござります。

そういう意味で、私どもは従来同様に一般的改正の内容にしたものでございまして、従業員だけを取り上げますと、まさに先生の御指摘のように二つの問題を解決するために今回のよう

なことになるかと存じますが、全体としましては私どもの考へておる方向でまあ妥当ではないかというふうに考へております。

○渡部(行)委員 従業員については私の意見の方が妥当だということは認めてもらいました。

そこで私は、そのため一般が薄くなるという理屈がわからないのです。というのは、従業員が労災を適用されるのは、雇用関係があるから、そ

してそこに労災保険をかけているから労災が適用されるのであって、一般的なそういう関係にない人が被曝した場合に、その人は原賠法で見て薄くな

るということはどういうことでしょうか。一般的な従業員とともに被曝して損害を受けたという場合に、二人の被曝者に対してたとえば百万円の

場合に、従業員に六十万払つたからあと四十万円のなら話はわかるけれども、そういう性質のもの

じやないでしよう。仮に一般の人が従業員と無関係に被曝することがあると思うのです。そういう場合に、従業員の立場がよくなることは一般の人

が悪くなるという理屈がさっぱりわからないのですか、ひとつ教えていただきたい。

○山野政府委員 ファンドの減少と申しておりますのは、賠償の全体の額が減るという意味ではなくいわけございまして、賠償につきましては天井のない無限の賠償責任を持つておるわけでござ

ます。しかしながら、賠償履行を確實にいたしま

すために賠償措置というものを原子力事業者に義務づけておるわけでございまして、これを確実にするためのファンド、つまり賠償措置額というものが現行では六十億円、新しい改正では百億円になつておるわけでございますが、これは一事故当たりでござりますので、これに従業員が加わることによりまして当然に従業員以外の一般公衆に対する賠償措置額といふものは減る方向で影響を受けるわけでございます。そういう意味で申し上げておるわけでございまして、全体の賠償額というものに対する影響ではなく、賠償措置を確実にするための賠償措置額といふものの減額であるといふに御理解いただきたいと存じます。

○渡部(行)委員 どうもこれは私が頭が悪いせいですか、賠償措置額といふのは今度六十億から百億に上げられましたけれども、しかしこれは無限責任であつて、百億を超えるとあとは政府の援助で全部やつていく、こういう筋合いのものですから、一般の人が被害を受けた場合に、職員が受けたからその分おまえの方は少なくなるという理屈はどこから來るのでですか。

○山野政府委員 そのように申し上げておるわけではありません。ひつ検討させます。

○山野政府委員 大臣が御答弁申し上げましたよ

ういう御心配でなくて、本当にそこで働く人はすべて同じように補償されるんだ、その補償するにはこういう積極的な政府の姿勢でやるんだ、このういうものを示していかないと、そうでなくとも順序が違うだけのことなんですよ。結果は私は同じだと思うのです。どちらが比較的速やかに賠償責任を果たしていくかという、そこに焦点があるわけです。もしそれがなおかつ日本の法体系の中でもどうしても矛盾があるとするならば、やはり原子力事業者の肩を持つて、彼らに幾らかでも利益を保障しようとしておれたちをこんなふうにしているんじやないか、こういうような感情を与えてはならないと思うのです。

私は、政治というものはやはり温か味というものがなければならぬと思うのです。だからどっちの側でわれわれがこの法案を考えいくのか、か、どっちの側に立つてそれを運用していくのか、

はなかなかならないでしょうが、これから検討して十分そういう趣旨にこたえたいというくらいの誠意はあってしかるべきじゃないかと思います

が、ひとつ大臣にこの辺はお願いたします。

○金子(岩)国務大臣 御趣旨はよく了承いたしました。

○山野政府委員 大臣が御答弁申し上げましたよ

うに検討させていただきますが、一つの事情として、原子力事業者といふものは、従業員に対しましてはまず労災保険制度では保険料を払つておるわけでございますが、その強制された範囲内において考えました場合には、これは従業員が新しく入ったことによりまして従業員が一部の賠償を得るわけでござりますから、そういうことによりまして賠償措置額の範囲内においては一般の方々の受けるべき賠償措置額といふもののファンドは当然減少する、こういうことを申し上げておるわけでございまして、あくまでも賠償措置額の範囲内の話でございます。

○渡部(行)委員 全くこれは観念論争で、私は大体そういう事態はあり得ないと思いますよ。賠償措置額全部が、そういう一般と従業員との間で、措置額の中身で取り合ひするような事態がもしあ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

象になつております下請従業員とか、あるいは一般人といふものに対する保護といふものが手薄にならないようないといふ配慮もあわせ行つたものであるわけでございまして、先生の言つておられました観点からの全体の原子力損害の補償についての見直しといふものは、先ほど申し上げましたように今後の検討課題としていたりますけれども、今回の法改正といふものが従業員の被害救済といふ面におきまして大きな前進であるといふ点もあわせ御理解いただきたいと考えます。

○渡部(行)委員 次には、中央登録管理制度と放

射線管理手帳のかかわり合いについてお伺いいた

しますが、この中央登録管理制度に対して登録さ

れる対象となる者は一体どういう人たちか。たと

えば従業員とかあるいは下請業者とか下請作業員

とかあるいはその他、とにかく施設の中に出入り

した一般人を含めて全部登録するのか、それから

この手帳はどういう範囲に交付するのか、このこ

とについてお伺いいたします。

○牧村政府委員 先生御指摘の被曝線量につきま

しての中央登録管理制度に入ります範囲でござい

ますが、これは原子力従事者並びに原子力事業者

におきまして、いろいろな放射線下の作業をいた

します際に履われます下請事業者の従事者すべて

が含まれます。その範囲は、当然放射線下の作業

をされた方が含まれるわけでございます。

それから、放射線管理手帳の交付の適用でござ

います。従来管理手帳を交付いたしておりますまし

たのは原子力事業者の任意によつてやられておつ

たわけでございますが、この中央登録管理制度を

おりまつセントーにおきまして統一的なナンバー

を付しまして、すべての方にこの放射線管理手帳

を交付してまいりたいという考え方のもとに、いま

鋭意努力をしておるところでございます。

○渡部(行)委員 そうすると、この放射線を浴びるところに出入りするすべての人というふうに理

解していいわけですか。

○牧村政府委員 現在のところ先生の御指摘のと

おりでございますが、原子炉等規制法に基づく監

督を受けておる事業者についてまず開始しておる

ところでございまして、放射線障害防止法の監督

を受けておる事業者についても同様にございまして

きましてはこれから対象にしていこうというふう

に考えておるところでございます。

しかしながら、その一部でございまして被曝線量

査をする業界につきましては、これは原子力発電所の工事等に密接に関連する事業を行つておる

方々でございまして、当然原子力事業の一環として考慮しなければいけませんので、この方々につ

いては早急にこの制度の中に入つていただきたい

ということで、いま話し合ひが続けられておるところでございます。

○渡部(行)委員 時間が大分迫つてしまいまし

たので結論に入りますけれども、この放射線管理

手帳というものの渡して、全般的にそういうもの

で一元化していくことは非常にいいことだと思います。

ただその場合、いま何か下請業者は一たん

その作業をやめるとその手帳を取り上げられてしまうというようなことがあるや聞いております

ですが、そういうことがないよう、常にそういう

転々と各事業所を歩くような人については、やは

いて働く場合におきましての管理の仕方でござい

ますけれども、これは全く日本人と同じ制度のも

とに管理させておるわけでござります。また、被

曝した量等につきましては、このセンターに登録

するよう現在まで行なれておるところでござ

ります。

また、国際的な管理制度との関連につきまして

は、私ども外國におきますこういう放射線の管

理の実態を常々フォローいたしまして、日本にお

きますこの管理制度につきまして改善を加えたい

というふうに考えておる次第でござります。

○渡部(行)委員 最後に一言、その従業員なりそ

こに出入りする人たちにフィルムバッジというも

のをつけさせて放射線の被曝線量を測定している

そうでございますが、そのフィルムバッジは現像

してデータにするまで一ヶ月ぐらいかかるらしい

のですが、そのフィルムバッジを検査して、その

結果が出る間の一ヶ月ぐらいの期間、これについ

ての緊急的な従業員の被曝線量を知らせる方法を

これからますますこういふものは国際的になつて

まいりますだけに、そういう場合の法的な体制あ

るいは基準のあり方、そういうものはある程度国

際的に通用するものであるべきだらうと思います

が、その点はいかがでしょうか。

○牧村政府委員 放射線管理手帳につきまして

は、これはたゞとして当然作業従事者が保持して

象になつております下請従業員とか、あるいは一

般人

といふ

もの

に対する

保護

といふ

ものが

手薄

になつ

る

といふ

見直し

といふ

ものは

先ほ

ど申

し上

げま

しよ

う

か

が

あ

る

といふ

と

思

う

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

え

る

と

考

する必要があると思うのですが、政府側の考え方を聞きたいと思います。

○山野政府委員 因果関係の立証、認定の問題は、確かに御指摘のように、大変重要な問題でありながら非常な困難を伴う問題でございまして、放射線の被曝と疾病との因果関係が立証できない場合が多いだらうということは御指摘のとおりでございます。

これは「きましては、一義的には被害者が原子力事業者に請求の申し立てをするわけでございま  
すが、その際、被害者が非常に必要な知識がないとか無力であるということのためになかなか立証でき  
ない」といったふうな場合も例示されました。

が、こういうケースにつきましては、たとえば科  
学技術庁では放射線医学総合研究所で低レベル放  
射線の人体に与える影響についての研究といつた  
ふうなこともいたしておりますし、また専門の研  
究者なり医師もいるわけでござりますので、そ  
ういう機関を活用していくだけとか、従来そのよ  
うな研究の成果というものの私どもは公開いたして  
おるわけでございますから、そういうふうなも  
のをできるだけ活用できるように配慮しなければ

ならないと考えております  
また、この認定の問題がむずかしいからといつてすぐ裁判所に持ち込まれるということではなくて、やはりその前に行政としましても臨時に政府に設けられることになつております原子力損害賠償の紛争審査会の機能も最大限に活用しまして、できるだけ当事者間の和解の仲介に努めるといたたふうなことも必要ではないかと考えております。

○瀬崎委員 そう言われるのであれば、なぜその放医研などの研究成果を国民に結びつけるようなな行政上の措置を今回の改正に織り込んで制度化しなかったのか、これが一点。

それから、原子弹力損害賠償争審査会もあるじやないかと言われただれども、現在これをつくる政令すらまだつくられていない。こういうことでも果たして政府にそれだけの熱意があると言えま

す  
か

○山野政府委員 資料を一般の閲覧に供するようにしておることは、これは法的に制度化するまでもなく基本法の精神にのつとりまして公開資料室というものを設けまして、先ほど申し上げましたような研究の成果も、だれでも見られるようにしておるわけでござります。

を決めることになつておるわけでございまして、このような原子力損害賠償法が発動されなければならないような事例というのは過去に起こつておるわけではございませんし、また将来もこのようなことがあつてはならないと考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、この紛争審査会が常設の機関である必要はないとの私どもは考えておるわけでございまして、実際に原子力損害が発生した場合に政令をもつてこれを設置し、またその機能を終了すれば政令をもつて廃止するというふうな臨時の機関に位置づけておつたわけでござります。

いま先生 この政令も定めていないという点を指摘されたのでございますが、私どもは臨時の機関で政令をもって設置し、政令をもって廃止するというふうに從来は考えていたわけでござりますが、この政令を制定する期間というのも今後考慮に入れるべき問題であろうかと考えられますので、この審査会の組織なり運用につきまして用意すべき政令といったふうなものにつきましては、今後これをできるだけ早く整備することを検討しまして、必要な事態が発生した場合には直ちにその制定された政令によって紛争審査会を組織するといったふうなことも考慮しなければならないと、いうふうに考えております。

新潟の水俣訴訟を例に挙げながらの話なんですが、「過失責任か無過失責任かは、訴訟上ではたいした差がない」ということに立証されたと思うのであります。訴訟を非常に困難ならしめ、屋延せ

な適用例も出ていない原賠法の分野でまず先行させて採用する、特にこれを法制化するといったふうなことは、大変むずかしい問題であろうかと考えます。

認定の問題はもちろん非常に大事な問題でござりますから、私先ほど申し上げましたように、因

果関係の解明に役立ち得るような成果を生み出そうに、今後この低レベル放射線についての人体への影響等の研究を鋭意進めていく必要があるわけですが、これに加えまして、長期にわたって被曝する可能性のある従業員についての健康管理であるとか、あるいは被曝放射線量のデータの把握といったふうな問題、これは現在事業者

に法令で義務づけられておりますが、こういったふうなものも、一昨年設けられました放射線従業者の中央登録センターに登録するといったふうなことをしまして、あらゆる方策を講じて因果関係の立証が容易になるような努力というのは政府においても引き続き行っていくつもりでおりますけれども、いま直ちに推定の問題についてこれを法

制化するというのは困難な問題ではないかと考えております。

○瀧崎委員 それじゃ根本的な考え方か大事なので、これは大臣伺つておきたいのです。  
実はいま申し上げました公害の問題に関連して、当時の大石武一環境庁長官は、「因果関係の推定の問題で、まことにこれは確かにさつてやる」とおっしゃったのです。

とおり患者に因果関係を証明させることは不可能であります。それはやはり当然推定の方向でいかなければならぬことはおっしゃるとおり、われわれもそういうことを考えておりました。」「いづれこの推定規定は私は要ると思います。いづれ加えなければならぬと思ひますけれども、今回出すには少しわかれの準備が不完全であつた。」こういう答弁をしております。

そこで、大臣に三つの点を伺いたい。まず、太石さんは患者に因果関係を証明させることは不可能だとおっしゃつてある。じや大臣はどうお考えかということ。それから第二は、推定の方向でい

かなければならぬ、こう言つていらっしゃる。金子大臣はこの点をどうお考えなのか。第三点は、原子力の損害賠償で先行させることはできぬとおっしゃつたが、立証の困難性から言えども、先ほど申し上げましたように、化學物質による災害の立証よりもこの放射線、放射能物質関係の災害の立証の方が困難なことはわかり切つてあるわけで、立証の困難なところが先行しなければならないと私は思うが、大臣はいかがですか。この三點をお答えいただきます。これは大臣が過去国会で答弁されていることなので私は大臣に答えていただきたい。これはひとつ委員長にお願いいたします。

○金子(岩)国務大臣 三点の問題、大変むずかしい問題でござります。しかし、やはり原子力を研究開発させるためには、どうしてもそういう困難な問題も、関係住民の安全性に対する信頼と安心感を持たせるためには、どんな困難があろうとも検討を続けて、いま瀬崎先生が指摘なさつておるような点を片づけていかなければならないと考えています。

○瀬崎委員 そこまでおっしゃるのであれば重ねて伺いたいのですが、大石さんの答弁というのと、原子力関係よりは立証のましやすい一般的の公害についておっしゃつたことです。そこで因果関係を患者に説明することは困難だ、推定の方向でいかなければならぬ、こう言われておるのです。そうすれば、やはり一番立証の困難なこの原子力の分野で、いま大臣がおっしゃつたような趣旨を生かして、まずここでこの因果関係の推定を制度化していく、こういふうなお考えをぜひ示していただきたいと思うのです。

○金子(岩)国務大臣 因果関係、原子力災害の場合は推定以外にないというようなお考え方に立つているのか、結局御指摘なさつておる気持ちはよく私も理解できるのですが、ここで推定でこの問題を処理していくということに対しても、私は言い切ることはきょうの場合はできませんけれども、御指摘なさつておるその精神を十分生かすようひ

とつ検討を鋭意続ける、このように御理解をいた

だきたいと思います。

○山野政府委員 ただいまの大臣の答弁をちょっと補足させていただきます。

まず、一般的の民事賠償制度のあり方と申しますのは、あくまでも因果関係を立証するというのが基本的な考え方でございますので、先生御指摘のように、今後できるだけ賠償がスムーズに行い得るようにまず因果関係の立証を容易化するということが先行すべき問題だと思うわけでございまして、その点に鋭意力を入れたいと考えております。

因果関係の立証の容易化ということに加えまして、いま御指摘の推定の問題でござりますが、現在労災保険においても、国が認定を行つにつきまして認定の容易化の努力というは行われておりますが、これまでの原因説明によればナットの締め過ぎで、これがまた原因説明だと思つたのですが、その締め過ぎという意味は、ナットの締めつけ基準といいまして、いま御指摘の推定の問題でござりますが、現在労災保険においても、国が認定を行つにつきまして認定の容易化の努力というは行われておりますが、これまでの原因説明によればナットの締め過ぎでございまして、原爆法で今回の労災保険との調整規定を設けておりまして労災を先行させておりますが、しかし、この労災の認定基準といふものが原爆法の賠償においても事実上有力な判断の材料にもなるというふうにも私どもは思いました。

○瀬崎委員 一番立証の困難な原子力関係です。

○山野政府委員 その問題を先行させると私は言つておるのです。

○児玉(勝)政府委員 しかし、先生のおっしゃる、まことにかかる問題に先行して、原子力の容易化という方向ではなくて、推定という方向で先行するといふことは、まだこのような原子力の事例も起つておりませんし、起るべき損害の内容の推定がなつかなかむずかしい段階においてはきわめて困難な問題であろうというふうに考えております。

○瀬崎委員 その必要性を方向として認めながら、いざ実行ということに対してもきわめて消極的という矛盾した答弁が出ていると思うのですね。しかし、ここを突破しない限り、せつかくのいうものの設計応力の中を考えますと、ナットの締めつけ応力と熱応力両方考えましても、一応設計の場合では実際の引張り強さに比べまして約一分の一ということなので、その……

○児玉(勝)政府委員 もういいですよ。質問に答えてほし

ります。

○瀬崎委員 基準どおりであつてこれがちぎれておる。まずこれが一点、はつきりしましたね。

○児玉(勝)政府委員 それから、いま少し触れたのは私がこれから聞こうと思っていた問題なんですね。やはり原因の一つとして、いわゆる上部炉心板がステンレス、それから支持ピンがインコネル、これで制御棒案内管を締めつけたことになつておるのだけれども、この両方の膨張度の違いが無理な力を生じたのではないか、こうしたことなんでしょう。

○児玉(勝)政府委員 そこで聞きますが、このステンレスとインコネルの膨張度の違いは、たとえばこの原子炉の最高温度の場合どのくらいのずれになつてあらわれてゐるのか、これが一点。

○児玉(勝)政府委員 第二点は、どのくらいのずれには対応できるよう設計されているのか。

○児玉(勝)政府委員 それから第三点は、そもそも、もしそういう膨張のずれによってこのナットがちぎれるようだということになるとすると、そういうステンレスとインコネルという組み合わせそのものに問題があるのではないかと思うのですが、その点はどうか、この三つをお答えください。

○児玉(勝)政府委員 お答えいたします。

○児玉(勝)政府委員 热応力の発生の力といたしましては、原子炉の運転時の温度三百二十一・八度Cのもとで、十七・七キログラム・バー・スクエアミリメートルでござります。したがいまして、先ほど申し上げましたナットの締めつけ応力とこの熱応力を計算したものが五十九・五キログラム・バー・スクエアミリメートルでございまして、材料そのものの強さは百二十キログラム・バー・スクエアミリメートルということでござりますので、材料の強さだけで考えますと、約半分以下の負荷荷重で十分持つという計算になつておつたわけでございま

いのですが、締めつけの基準どおりになつておつたのか、たまたま美浜が締めつけの基準を超えておつたのか、そのどちらかということを私は聞いておるわけです。

○児玉(勝)政府委員 基準どおりに締めつけております。

○瀬崎委員 基準どおりであつてこれがちぎれておる。まずこれが一点、はつきりしましたね。

○児玉(勝)政府委員 それから、いま少し触れたのは私がこれから聞こうと思っていた問題なんですね。やはり原因の一つとして、いわゆる上部炉心板がステンレス、それから支持ピンがインコネル、これで制御棒案内管を締めつけたことになつておるのだけれども、この両方の膨張度の違いが無理な力を生じたのではないか、こうしたことなんでしょう。

○児玉(勝)政府委員 そこで聞きますが、このステンレスとインコネルの膨張度の違いは、たとえばこの原子炉の最高温度の場合どのくらいのずれになつてあらわれてゐるのか、これが一点。

○児玉(勝)政府委員 第二点は、どのくらいのずれには対応できるよう設計されているのか。

○児玉(勝)政府委員 それから第三点は、そもそも、もしそういう膨張のずれによってこのナットがちぎれるようだということになるとすると、そういうステンレスとインコネルという組み合わせそのものに問題があるのではないかと思うのですが、その点はどうか、この三つをお答えください。

○児玉(勝)政府委員 お答えいたします。

○児玉(勝)政府委員 热応力の発生の力といたしましては、原子炉の運転時の温度三百二十一・八度Cのもとで、十七・七キログラム・バー・スクエアミリメートルでござります。したがいまして、先ほど申し上げましたナットの締めつけ応力とこの熱応力を計算したものが五十九・五キログラム・バー・スクエアミリメートルでございまして、材料そのものの強さは百二十キログラム・バー・スクエアミリメートルということでござりますので、材料の強さだけで考えますと、約半分以下の負荷荷重で十分持つという計算になつておつたわけでございま



政府は、本法施行にあたり、本法を発動しなければならない事態を起こさないよう、安全の確保に万全を期すとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一下請従業員を含む原子力事業従事者の被ばく線量の中央登録及び放射線管理手帳の交付、所持を義務づける制度の確立を図る等、

従業員被ばく対策を強化すること。

二 放射線業務に係る作業基準について、従業員被ばくの低減の見地から見直しを行うよう

強力に指導すること。

三 労働者災害補償保険給付に係る認定の彈力的運用を図るほか、無過失損害賠償責任の趣旨を生かし、迅速な被害者救済が行われるよう、制度の活用を図ること。

四 低線量放射線の人体への影響等、放射線の影響に関する研究を一層推進すること。

五 不測の事態が発生した場合の緊急医療対策等の体制整備を図ること。

以上でございます。

本附帯議案の趣旨につきましては、先般來の当委員会における質疑並びに本文を通じまして十分理解願えることと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○大橋委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。  
〔賛成者起立〕

○大橋委員長 起立総員。よつて、塚原俊平君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、金子国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国務大臣金子岩三君。

○金子(岩)国務大臣 ただいま原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案につきま

して、慎重御審議の上御可決をいただきましたこと、まことにありがとうございました。

なお、ただいま議決をいたしました附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、原子力行政の遂行に全力を尽くしてまいる所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○大橋委員長 お詫びいたします。

ただいま可決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大橋委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

この法規案は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物等の海洋投棄の制限について所要の規定の整備を図らうとするものであります。

同条約は、海洋に投棄されるすべての物を対象として、その投棄によって海洋汚染が生じないように、環境の保全に関する国際協力の推進という見地からも、この条約の早期批准が望まれるところであります。

この条約においては、放射性物質の海洋投棄についても規定がなされており、放射性物質は、低レベルのものに限り、政府の特別の許しを得た場合等一定の場合にのみ海洋投棄をすることができるものとされています。

原子炉設置者等原子力事業者の行う海洋投棄に關しては、すでに十分安全を確保し得るような法規制の体系が整備されているところであります。

しかししながら、同条約は、原子力事業者に限らずすべての者によつて行われる海洋投棄を規制の対象としております関係上、今般原子力関係の二つの法律を改正し、從来の法規制に加えて、原子力事業者が政府の確認を受けて海洋投棄をする場合等一定の場合は、何人による放射性物質の海洋投棄もすべて禁止することにより、条約上の要請にこたえようとするものであります。

以上、本法案を提出いたしました理由につきまして御説明申し上げました。

次に、本法案の要旨を述べさせていただきます。

第一に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に附帯する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

は、使用者等が廃棄に関する確認を受けて海洋投棄をする場合等一定の場合以外は、海洋投棄をしてはならないものといたしますとともに、使用者等が工場または事業所の外において放射性同位元素または放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合においては、その廃棄が技術上の基準に適合することにつき、科学技術庁長官の確認を受けることを義務づけるものといたしております。

以上、この法規案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○大橋委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

第一に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

〔核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正〕

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に附帯する法律の一部を改正する法律案

〔第六十一条の二第一項第一号中「次項第一号」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第一項〕

第六十一条の二第一項第一号中「次項第一項」を「第六十一条の三第一項」に改め、同項第一項中「こえない」を「超えない」に改める。

第六章中第六十一条の二の次に次の二条を加

る。  
(海洋投棄の制限)

第六十一条の二の二 核原料物質、核燃料物質

又はこれらによつて汚染された物は、次の各

号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をし

てはならない。

使用者、製鍊事業者、加工事業者、原子

炉設置者、外国原力力船運航者又は再処理

事業者が第五十八条の二の規定による確認

を受けた場合(第六十六条第一項に規定す

る者が同条第二項において準用する第五十

八条の二の規定による確認を受けた場合を

含む。)

二 次項から第四項までに規定する者がこれ

らの規定において準用する第五十八条の二

の規定による確認を受けた場合

三 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋

構築物の安全を確保するためやむを得ない

場合

四 第十一条の二及び第五十八条の二の規定

は、製鍊事業者(第十条の規定により指定を

取り消された者及び第六十五条第一項又は第

三項の規定により届出をしなければならない

者を含む。第四項において同じ。)が核原料物

質又は核原料物質によつて汚染された物の海

洋投棄をする場合に準用する。

五 第五十八条の二の規定は、核原料物質使用

者又は核原料物質によつて汚染された物の前条

第一項第三号に該当する核原料物質である国際

規制物資を使用する者を除く。)が核原料物

質又は核原料物質によつて汚染された物の海

洋投棄をする場合に準用する。

六 第五十八条の二並びに前条第四項及び第五

項の規定は、第六十一条の六の規定により次

条第一項の許可を取り消された者又は第六十

五条第一項若しくは第四項の規定により届出

をしなければならない者製鍊事業者を除く。)が核原料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用す

る。

5 この条において、「海洋投棄」とは、船舶、

航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物

を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構

築物において廃棄する目的で物を燃焼させる

ことをいう。ただし、船舶、航空機若しくは

人工海洋構築物から海洋に當該船舶、航空機

若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の

運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船

舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する

目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及び

これらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼

させることを除く。

6 第六十一条の三第三項中「前条第二項第六

号」を「第六十一条の二第二項第六号」に、「添附

し」を「添付し」に改める。

7 第六十七条中「当該区分にかかわらず、」の下

に「第六十一条の二の二第二項第二号に該当す

る場合における製鍊事業者並びに」を加える。

8 第六十八条第一項中「(核原料物質使用者並

びに)を(第六十一条の二の二第一項第二号に

該当する場合における製鍊事業者並びに核原料

物質使用者、」に改める。

9 第七十二条第八項中「(第十一條の二第二項)

の下に「(第六十一条の二の二第二項において

政令)を(その命令)に改める。

10 第七十四条中「(第二十三條第一項第四号の政

令)を(この法律の規定に基づき命令)に、「その

命令」を「この法律の規定に基づき命令」に、「その

命令」を「その命令」に改める。

11 第七十八条第九号の次に次の一号を加える。

12 第六十二条第二項の規定に違反した者

13 第七十九条第三号中「(第十一條の二第二項)

の下に「(第六十一条の二の二第二項において

政令)を(その命令)に改める。

14 第五十九条第三号中「(第六十一条の二第二項)

の下に「(第六十一条の二の二第二項において

政令)を(その命令)に改める。

15 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

16 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

17 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

18 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

19 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

20 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

21 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

22 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

23 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

24 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

25 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

26 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

27 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

28 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

29 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

30 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

31 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

32 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

33 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

34 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

35 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

36 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

37 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

38 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

39 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

40 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

41 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

42 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

43 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

44 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

45 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

46 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

47 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

48 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

49 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

50 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

51 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

52 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

53 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

54 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

55 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

56 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

57 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

58 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

59 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

60 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

61 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

62 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

63 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

64 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

65 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

66 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

67 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

68 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

69 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

70 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

71 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

72 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

73 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

74 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

75 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

76 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

77 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

78 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

79 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

80 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

81 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

82 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

83 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

84 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

85 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

86 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

87 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

88 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

89 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

90 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

91 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

92 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

93 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

94 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

95 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

96 第五十九条第一項若しくは第二項に改め、同号

の次に次の二号を加える。

</

元素によつて汚染された物は、次の各号の一に該当する場合のほか、海洋投棄をしてはならない。

一 使用者、販売業者又は廃棄業者が第十九条の二の規定による確認を受けた場合

二 人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合

2 前項の「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをい

う。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させるこ

とを除く。

第三十二条中「(第三十条第四号から第六号までに規定する者を含む。以下次条において同じ。)」を削る。

第四十五条の次に次の二条を加える。  
(経過措置)

第四十五条の二 この法律の規定に基づき命令

を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五十二条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第五号中「第三十条」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五十四条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「第十九条」を「第十九条第一項若しくは第二項」に改め、同号の次に次の二号を

加える。

四の二 第十九条第四項の規定による命令に違反した者

四の三 第十九条の二の規定による確認を受けないで放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を廃棄した者

第五十五条中「一万円」を「十万円」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第二十二条、第二十三条又は第二十

四条の規定に違反した者

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除

第五十七条中「前五条」を「第五十二条、第五

十三条、第五十四条又は第五十五条」に改める。

第五十八条中「一万円」を「五万円」に改める。

第五十九条中「五千円」を「三万円」に改める。

第五十七条  
附 则

1 この法律は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の実施に伴い、核原料物質又は核燃料物質によつて汚染された物等の海洋投棄の制限について規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年三月二十九日印刷

昭和五十四年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局